

「島根総合発展計画」の施策目的の達成度予測と今後の取組みの方向性

資料2

・28年度末の達成度予測 「A」達成できる 「B」概ね達成できる(見直す点がある) 「C」達成は困難
 ・成果参考指標 目標値のうち2段書きになっている数字については、次のとおり
 上 段:再設定した取組目標値
 下段の括弧内数字:総合発展計画第3次実施計画の目標値

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-1-1 企業の競争力強化	特徴ある県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーションを促進することにより、企業の競争力を高め、収益力を向上することを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 県内ものづくり企業の経営、技術、販路などの個別課題への対応、及び新たな事業を展開するための研究開発、販路確保、設備投資等に対する支援の実施と継続的なフォローアップを行うことにより、雇用、付加価値の増加が見込まれる。 他方、世界経済の景気動向や為替相場などの外的環境の変化による影響や、有効求人倍率が高い水準にあることから、労働力の安定的な確保などが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営環境の変化に対応した経営・技術・販売力強化に向けた総合的な支援や、新分野参入、企業連携、生産性向上などの新たな取組みに対する支援を行う。 グローバル化への対応として、県内企業の海外展開の検討から、計画策定、進出、進出後の事業運営に至るまでサポートし、ASEAN進出企業に対しては、タイのビジネスサポート・オフィスにより経営上の課題解決に向け対応する。また、JETROや現地コーディネーター等の活用により、海外の最新情報やバイヤー等のニーズ把握に努めるとともに、県内の貿易支援機関の体制強化を図る。 集積産業の基盤強化のため、成長分野への参入や人材確保・育成、企業連携、設備投資、情報発信などを産学官及び外部専門家が連携して継続的に支援する。 	製造業に対する競争力強化施策による従業者の増加数(4年間の累計)	人	H27:86	125	500	商工労働部
					製造業の従業員1人当たり年間付加価値額	万円	H29.2頃公表	920	950	
I-1-2 新産業・新事業の創出	産学官連携や異業種・異分野連携により、島根発のオンリーワンの技術・製品・サービス等の創出や新たなビジネスの担い手となる起業家の育成を行い、県内企業の新事業展開を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 先端技術イノベーションプロジェクトは、5カ年の計画期間の4年目を迎えており、技術移転が見込めるプロジェクトも6件となり、具体的な事業化に向けた動きが加速している。 ヘルスケアビジネス創出支援事業では、前年度モデル事業の実施案件をフォローアップし、事業化に結び付けていく。 島根大学・松江高専・県産業技術センターと県内企業との共同研究・受託研究件数は、過去数年順調に伸長している。 創業支援事業計画策定団体も、平成28年6月に新たに3団体認定され、13団体となり、市町村を単位とした包括的創業支援体制の整備が着実に進んでいる。 先端技術イノベーションプロジェクトでは、より多くの案件を事業化するため市場ニーズの変化に対応した技術開発・事業化支援が必要である。また、ヘルスケアビジネス創出支援事業では、普及啓発から事業化に至るまで産学官金が連携して取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 先端技術イノベーションプロジェクトは、市場動向を見極めながら企業との共同研究開発を推進し、早期事業化を目指す。 ヘルスケアビジネス創出支援事業は、協議会において課題解決に向けた連携を深め、セミナーを通じて普及啓発を図る。また、モデル構築支援事業や事業者向けの人材育成講座の実施により、事業化の促進と新たなビジネスモデルの創出を目指す。 「学」のシーズと「産」のシーズのマッチングの機会を増やすとともに、県内企業と高等教育機関の連携強化につながるインターンシップ事業を実施する。 これまで県東部でしか開催していなかった起業家を育成するスクール事業を、西部でも実施し、起業マインドの向上を図る。また、各地域の包括的創業支援体制の充実強化を図るため、新たに関係機関連絡会や支援者向けセミナーを開催する。 	産学官連携や異業種・異分野連携による新製品・サービス等の創出数(累計)	件	8	10	30	商工労働部
					産業競争力強化法に基づく創業支援による創業者数	人	215	210	300	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-1-3 ソフト系IT 産業の振興	多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、IT技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、県内のソフト系IT産業の技術開発力・競争力の強化、ビジネス拡大を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県内IT企業のシステム開発件数が増加しており、また、新規立地及び事業拡大による設備投資も堅調に伸びていることから、技術者数・売上高とも増加が見込まれる。 ・全国的な技術者不足の状況からUITターンによる人材確保は厳しさを増すと見込まれる。 ・自社製品を開発し販売するなど収益性の高いビジネスを展開することや、異業種と連携し新たなサービスを創出する企業が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・しまねソフト研究開発センターを中心に先駆的技術の開発、高度IT人材の育成・集積、地域産業におけるIT活用を促進する。 ・受注開発の多様化、自社製品の開発・販売、異業種との連携によるサービス創出を促進するため、事業の多様化、技術・開発力の向上にチャレンジする企業を支援する。 ・サービスを実際に提供する事業者と一体（パートナー）となつて、新たな市場獲得を目指す取組みや、今後の市場展望を意識した技術習得等を支援する。 ・首都圏等からの技術者のUITターン促進、県内の高校や専門学校等での人材育成によりIT人材の確保に引き続き取り組み、Rubyなどを使ったオープンソースソフトウェア等の実践的な講座を開催し、エンジニアを育成する。 	ソフト系IT産業の技術者数	人	1,284	1,324	1,550	商工労働部
					ソフト系IT産業の年間売上高	億円	228	240	280	
					UITターン支援により確保した技術者数（4年間の累計）	人	H27:25	20	80	
I-1-4 企業立地の推進	県外からの新規立地や県内企業の再投資を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の場の創出を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の企業立地計画の新規認定は県外企業と県内企業あわせて32件で、平成4年度の制度開始以降の最高となり、新規雇用者計画数は827人であった。このうち、中山間地等の立地は14件で、新規雇用計画数は250人であった。 ・引き続き今年度も製造業、ソフト系IT産業ともに新規立地に向けて積極的な誘致活動を行っている。また、今年度から拡充した雇用助成をアピールし、中山間地域等への企業立地を働きかけている。 ・ただし、新規立地については他県との誘致競争が激化しており、また、製造業が前年度に比して設備投資の勢いが低下していることや、ソフト系IT産業を含め人材確保が厳しいことから、減少が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に誘致競争が激しくなっており、企業にとって魅力ある立地環境の整備を進める。 ・人材確保やインフラ整備など、企業のニーズにきめ細やかに対応するため、市町村や関係機関との連携を一層深める。 ・空き店舗や廃校、古民家等を活用したIT企業の立地や、本社機能の地方移転の促進支援など、地域の特性や資源を活かした企業立地を推進する。 ・中山間地域等へ立地する企業の雇用助成を拡充するなど、企業立地による雇用創出効果が中山間地域等へも波及するような取組みを進める。 ・IT企業の集積を県西部や離島・中山間地域へも広げるため、移住体験ツアーやIT個人事業主の開業支援を市町村と連携して進める。 	企業立地による新規雇用者計画数（4年間の累計）	人	H27:827	540	2,160	商工労働部
					上記のうち中山間地域・離島（4年間の累計）	人	H27:250	220	880	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり	農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。	B	<p>【農畜産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米については、市場ニーズが高い「つや姫」への転換、1.9mm選別網目の導入等により食味・品質の向上を推進しており、主食用米の契約的取引率は伸びているが、平成30年からの生産調整廃止に向けて今後激しさが増す産地間競争に勝ち抜くため、業務用の拡大に向けた取組み等が必要になっている。 園芸については、リースハウス・団地事業により新規生産希望者を支援しており、主要園芸品目の契約的取引率は伸びている。一方、高齢化の進行等により農家数・栽培面積が減少しており、意欲的な新規就農者が安定し継続できる経営体へ発展していくための支援が急務である。 有機農業・特別栽培農産物については、組織化や技術の普及等の課題解決によりさらなる拡大が期待できる。特別栽培農産物のうち「つや姫」についても順調に面積拡大している。 畜産では全国トップレベルの種雄牛の造成、肉用牛の低コスト生産対策等により生産頭数は下げ止まっている。更に、集落営農組織が放牧経営に取り組む機運が高まりつつあり、それに対応した支援が必要になっている。 <p>【林業・木材産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産原木の自給率は向上し、木質バイオマス発電の開始に伴い林地残材の利用が進み、また、雇用者も順調に増えている。 原木生産は着実に増加し、大口需要先への計画的・安定的な原木供給に向けた取組みが進みつつある。 一方、県産原木の需給ギャップはまだ大きいため、更なる原木増産に向けた生産基盤の整備、生産コスト等の縮減による伐採収益の確保や再造林の低コスト化を推進する必要がある。 <p>【水産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜田地域の沖合底びき網漁業の構造改革等を進めている。宍道湖のシジミは、資源管理強化の取組みなどにより漁獲量が増加傾向にある。 一方、依然として水産物の消費低迷が続いている。また、操業経費の増高、魚価の低迷等に対応した構造改革を進めており、その着実な推進に支援が必要である。 <p>【6次産業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業を推進するにあたっては、市町村との連携強化が進み、個々の企業・農家において具体的な取組みのブラッシュアップや方向性等の共有化が進みつつある。 また、個別事業者の連携に留まらず、地域が主体となった広がりのある6次産業の取組みを拡大することが重要である。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 美味しまね認証の普及に取り組んだ結果、認証数は着実に増加している。 美味しまね認証の一層の拡大と認知度向上が必要である。 	<p>【農畜産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米については、産地間競争に勝ち残れるよう、消費者や実需者と結びついた契約的取引の拡大を推進するなど、「売れる米づくり」に向けた販売対策をより一層強化する。 園芸については、意欲のある生産者が園地の集積や労働力の確保を安定的に実施できるよう法人化を進め、産地再生を担う中心的な経営体となるよう誘導していく。 有機農業については、生産者の組織化を支援するとともに、農業技術センターが開発した技術の普及やJAを通じた販売の拡大、消費者理解を進めるための情報発信等を行う。 畜産については、新たな担い手の確保、放牧などによる低コスト生産の推進や、分業化を進めるための共同子牛育成施設の整備等生産基盤の強化を進めるとともに、引き続き優良な種雄牛の作出等に取り組む。 <p>【林業・木材産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上・川下の事業体による原木安定需給協定の締結などを進めるとともに、高性能林業機械や林道、林業専用道、森林作業道、高付加価値加工施設などの整備、優良苗木の増産、林業機械のオペレーターなどの人材育成、県外販路の開拓を引き続き推進する。 <p>【水産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国事業を活用した漁業の構造改革の取組みへの支援を継続するとともに、水産技術センターで消費者ニーズや産地の動向等を踏まえた高品質化のための技術開発を行い、JFしまねや加工業者と連携して本県産水産物を利用した商品開発を進める。また、宍道湖のシジミについては、漁業者、国、市、大学、NPO等と連携して、調査研究、環境改善、資源管理等の取組みを推進する。 <p>【6次産業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が中心となった広がりのある6次産業の展開を促進するとともに、事業者や現場の状況に迅速に対応するためのコーディネート、サポート体制づくりを進める。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 美味しまね認証等による生産工程管理の推進、消費者PRを実施するとともに、食育推進組織と連携して販路開拓や消費者理解を推進する。 	主食用米の契約的取引率	%	56	60	65	
					主要園芸品目の契約的取引率	%	23.3	24	30	
					有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	ha	1,954	2,760	3,780	
					和牛子牛年間生産頭数	頭	6,686	6,756	7,000	
					生乳年間生産量（暦年）	万t	6.5	6.5	6.9	
					県産原木自給率（暦年）	%	38	39.5	44	
					原木年間生産量（暦年）	万m ³	47.5	52.0	64.0	
					苗木年間生産量	万本	106	120	170	
					木質バイオマス発電に関連する雇用者数	人	85	100	100	
					漁業年間生産額（暦年）	億円	217.0	222.6	234.0	
多様な事業者が連携した6次産業化に取り組む事業者数（4年間の累計）	事業者	H27:16	35	139						
多様な事業者が連携した6次産業化の取組みによる新規雇用者数（4年間の累計）	人	H27:13	21	84						

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-2-2 県産品の販路 開拓・拡大の 支援	消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、生産者や製造事業者の多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> 島根フェア開催支援及びバイヤーへの商品提案により、県産品の県外への取引が拡大している。 生産者・製造業者向け基礎講座や消費者モニターの活用を通じて、商品力強化に取り組む事業者は増えている。 にほんばし島根館は、首都圏消費者に対する島根の情報発信拠点として有効に機能している。 しまね食品輸出コンソーシアムと現地輸入卸がタイアップした見本市・展示会出展、小売店でのフェア開催などにより、県産品の競争力を高め、輸出拡大に繋げる体制が整備されつつある。 学校給食における県産品の使用割合が着実に増えている。 平成24年度に県も参画して設立した木材製品県外出荷しまね事業体連合は、大阪、名古屋、東京、広島での展示・商談会に出展することで認知度を向上させ、県外への木材製品の出荷を伸ばした。 販路拡大の取組みについては、小規模の生産事業者や製造事業者が多く、個々の事業者単独での販路拡大には、人的・資金的な面で制約があるため、今後も関係団体と連携した支援が必要である。 	<p>【県産品の販路拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産品を取り扱う小売店や飲食店などへ取扱いを増やすよう継続的に働きかけるとともに、商品力強化のための消費者のニーズ把握、研修事業の実施、Web物産展の開催などによる営業力向上のための支援を行う。 農林水産品における生産側と実需者との連携の強化を図る。 事業者の商談率を上げるため、フォローアップも含めた実効性のあるマッチングの強化や、多様な販路開拓を支援を行う。特に小規模事業者などに対しては、商工団体などと連携し必要な支援を行う。 <p>【食品産業の総合支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品産業をプロセスに応じて支援し、個々企業の競争力を高める取組みを行う。特に、今後いっそう生産工程管理や衛生管理水準の向上が求められることから、それに対応した支援を行う。 <p>【地産地消】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直売所の品揃え充実等による魅力ある店づくり、生産者などと給食施設が一体となった組織体制づくり、観光客等に評価される地元ならではの魅力あるレシピ作りやメニュー提供などにより、地産地消を推進する。 <p>【貿易】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外市場での販路開拓・拡大を見込める品目・対象国・地域を精査し、重点的な輸出振興の取組みを強化する。 セミナー、商談会、テスト輸出への支援などにより、輸出促進に向けた機運の醸成、県内産地間の連携強化、新規輸出品目の掘り起こしを図る。 <p>【県産材の利用拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産材については、高品質化、高付加価値化により競争力を強化する。 県産木材住宅の見学会などにより、県産木材を使用することの意義などをPRしたり、製材加工施設の整備や木材乾燥、製材JASの品質確保などを推進する。 地方創生への取組みとして、支援対象を子育て世帯に限定した「木の家ですくすく子育て応援事業」を実施する。 	しまね県産品販売パートナー店における県産品年間販売額	百万円	1,158	1,333	1,530	商工労働部
					にほんばし島根館の年間販売額	百万円	437	430 (385)	430 (385)	
					県内企業の貿易実績企業数	事業所	183	185	200	
					学校給食における県産品の使用割合	%	58.6	59.7	63	
					県外への年間木材製品出荷量(暦年)	万㎡	1.2	1.3	1.5	
I-2-3 農林水産業の 担い手の育成・確保	新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。	A	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者数は、農・林・水産業ともに近年高い水準を維持している。 農業は、平成27年度に169人と過去2番目の確保数となった。 林業も、県内林業事業体で積極的な求人が行われていることや林業労働力確保支援センターのきめ細かい対応もあり、平成27年度は125人の新規就業者があった。 水産業は、平成27年度は27人と前年より若干減少したが、近年は比較的高い水準で推移している。 今年度も高校との連携、就業相談活動、技術研修等を引き続き実施することにより増える見込みである。 農業法人については、計画づくりの支援や研修会の開催等設立支援に取り組んだ結果、平成27年度は目標値の農業法人を育成することができ、平成28年度も増える見込みである。 年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数は、年間を通じて比較的魚価の高い魚種の生産量が堅調に推移したことにより、平成27年度は一時的に実績値が上昇した。 	<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた就業相談活動の取組みを一層強化する。 また、就農後に必要な知識を習得するための「しまねアグリビジネス実践スクール」のカリキュラムの充実、技術・経営指導といった就農後のフォローアップを効率的・効果的に行う体制づくりに取り組み、新規就農者の育成・定着を支援する。 農業者に対して法人化のメリットの周知を図っていく。また、法人設立や経営規模拡大を計画している農家への支援策を検討していく。 <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や現場体験の実施、雇用先となる事業体に対する就労条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を引き続き行う。 また、農林大学校における学生や事業体の就業者に対する高性能林業機械の養成・研修機能の充実を図る。 <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施する。 雇用型については、基幹漁業の構造改革を通じて経営の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じて「もうかる沿岸漁業」を目指す。また、着業後の自立に向けた支援体制づくりを行う。 県内水産高校からの就業については、高校側と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。 	農林水産業新規就業者数(4年間の累計)	人	H27:321	280	1,120	農林水産部
					農業法人数(累計)	法人	H27:385	425	500	
					林業就業者数(暦年)	人	926	913	1,000	
					年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数(暦年)	人	275	238	250	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 観光入込客年間延べ数は平成26年33,207千人から平成27年33,158千人に、宿泊客年間延べ数は平成26年3,688千人から3,687千人とほぼ横ばい(微減)だが、年間観光消費額は0.5億円増えて1,367億円(微増)となった。 平成27年度には「松江城」が国宝に指定され、「津和野町今昔～百景図を歩く～」が日本遺産に認定された。さらに平成28年度には「出雲國たたら風土記」が日本遺産に認定され、誘客への効果が出ている。 石見地域と隠岐地域は、松江・出雲圏域に比較して入込客が少ない。 国内の旅行市場は、観光客のニーズが多様化し、地域間競争が激化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域が主体となった観光地づくりがさらに進展し、島根ならではの観光資源を観光客が体感し満足してもらうため、市町村や観光協会、観光事業者などが実施する商品づくりや総合的な観光地づくりへの取組みを継続して支援する。 また、観光協会や観光事業者など地域の観光を担う官民の人材育成を強化していく。 石見地域や隠岐地域への観光誘客を進めるため、隠岐ユネスコ世界ジオパークを契機とした誘客や、食をはじめ様々な観光サービスの向上、石見神楽や温泉など地域資源を活用した魅力づくりなど、個人客の満足度を向上させ、リピーターとして繰り返し来訪していただける取組みを強化していく。 競争が激化する市場に対応するため、観光事業者などが取り組む新たな分野へのチャレンジに対し、支援していく。 	観光入込客年間延べ数(暦年)	千人	33,158	33,530	34,000	商工労働部
					宿泊客年間延べ数(暦年)	千人	3,687	3,710	3,750	
					年間観光消費額(暦年)	億円	1,367	1,400.6	1,450	
					観光満足度(暦年)	%	57.9	60.1	70.0	
					石見神楽定期公演鑑賞者数	万人	1.8	1.8	2.0	
					隠岐入島者数	万人	13.3	13.2	14.0	
I-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化	「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、認知度の向上を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> タレントを起用したプロモーション映像やポスターの制作、キャラクター素材を活用した情報発信などにより、首都圏における「ご縁の国しまね」の認知度や来訪意向が上昇している。 松江城天守の国宝指定、「津和野今昔」・「出雲國たたら風土記」の日本遺産認定など島根の「本物」の魅力が認められている。 都道府県魅力度ランキングは、平成26年度に出雲大社平成の大遷宮が多くのマスコミに取り上げられ、情報接触度が大幅に高まったことにより過去最高だったが、平成27年度は前年度からの反動や北陸新幹線開通もあり、低下した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ご縁」や「神々の国」といった島根のイメージを様々なメディアを通じて力強く情報発信するとともに、あらゆる世代に向けた情報発信や誘客策を推進していく。 首都圏や関西、四国、九州など大都市圏からの誘客や海外からの誘客に向け、縁結びの地、石見神楽、温泉、ユネスコ世界ジオパークなど、その地でしか味わえない本物の魅力を積極的に情報発信し、全県への観光誘客につなげていく。 外国人旅行誘客にむけたプロモーション活動を積極的に行うとともに、団体向け旅行商品の充実、個人旅行者向け情報発信の強化に取り組んでいく。 	都道府県魅力度ランキング	位以内	40	35	20	商工労働部
					島根県への来訪意向割合	%	11.5	12.0	15	
I-3-3 外国人観光客誘客の強化	アジア地域や欧米地域を対象に、訴求力の高いプロモーションや情報発信、受入環境整備などを実施することにより、今後、増加が見込まれる外国人観光客の誘客を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 主要観光施設の外国人利用者数は平成26年7.5万人から平成27年11.5万人と約1.5倍に、外国人宿泊延べ数は平成26年3.0万人から5.2万人と1.7倍に増えた。 やまなみ街道やしまなみ海道、サイクリングロードなどが注目され、人の流れが増えつつある。また、JR西日本及び中国五県と連携した着地旅行商品の整備や、広島を訪れる外国人観光客の誘致が進みつつある。 平成28年度に山陰インバウンド機構が設立され、「縁の道～山陰～」が広域観光周遊ルートに認定された。 外国人観光客の誘客を着実に進めていくためには、同機構のさらなる推進体制の強化や関係機関との連携が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 団体旅行者および個人旅行者それぞれのニーズに合わせた旅行商品の造成、販売促進を図るとともに、ウェブサイトやSNSなどによる効果的な情報発信を行う。 韓国、台湾、タイの現地法人に委託して、海外でのプロモーション活動を円滑に行う。 山陰インバウンド機構との連携や関係団体との共同でのプロモーション活動、Wi-Fiスポット、消費税免税店、広域での二次交通の整備、通訳案内士等の育成など、海外からの観光客の受入環境を整備する。 国が認定した広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」を活用して外国人観光客の誘致に取り組んでいく。 山陰インバウンド機構と県が連携し、プロモーションの効率的な実施に努めるとともに、機構職員のスキルアップを図る。また、同機構の一般社団法人化に向けた取組みを進めていく。 	主要観光施設の外国人利用者数(暦年)	万人	11.5	10.9	16	商工労働部
					外国人宿泊客延べ数(暦年)	万人	5.2	5.0	8	
					消費税免税店舗数	店舗	44	58	100	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-4-1 経営革新及び 経営基盤の強 化への支援	中小企業・小規模企業への経営相談や事業資金の融資を行うとともに、新商品開発・販路開拓などの取組みを促進することにより、中小企業・小規模企業の経営革新及び経営基盤の強化を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> 経営革新計画の年間承認件数は伸びている。 商工団体の巡回相談体制を強化したことから、平成27年度に相談件数が大幅に増加している。 地域商業の支援については、小売店等持続化支援事業の補助対象として事業承継計画を有する中小企業者又は個人を追加、また、移動販売支援事業等で対象範囲を中山間地域から全県へ拡大する等、要件の拡充を進めているなかで、地域商業機能の維持に取り組む市町村が増えてきている。 建設業の異分野進出については、平成18年度から支援を行っている。過去10年間で延べ78事業者にて452名の新規雇用があり、一定の成果があったと判断している。昨年度からは中山間地域等の雇用創出に特化した支援を行っており、これにより5名の新規雇用があった。 経営改革及び経営基盤の強化に向けては、新商品開発や販路開拓のノウハウ、資金力、人材の育成などをより充実させることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業の状況変化を的確に把握するとともに、各企業の課題に対応した専門家派遣、経営革新計画の策定支援とその実行支援、資金需要に応じた制度融資の見直しを行う。 商工団体の経営指導員等については、指導員研修や専門家派遣への同行、OJTなどにより、資質向上に引き続き取り組む。 地域資源を生かした新商品などに取り組む企業や経営革新計画を承認した企業に対して、テーマに応じた専門家派遣や商工団体などの支援機関を中心に、きめ細やかなフォローアップを継続する。 また、新規案件の掘り起こしのため、企業情報の収集、計画作成支援を継続して実施する。 伝統工芸品の販路拡大のための展示商談会への出展や後継者育成のための支援を行う。 中山間地域等の建設産業が異分野に進出するために行う調査研究、販路開拓、初期投資など地域課題に対応した事業化の取組みを支援する。 	経営革新計画の年間承認件数	件	39	50	50	商工労働部
					商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	件	40,881	38,500	38,500	
					島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	万円	6,891	6,500 (6,000)	6,500 (6,000)	
					小売店等の店舗整備の年間件数	件	131	110	110	
					建設産業の異分野進出による雇用創出数（4年間の累計）	人	H27:5	20	80	
I-4-2 円滑な事業承 継の推進	企業の持続的発展に向け円滑な事業承継を推進し、長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が引き継がれ、雇用の場を維持していくことを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 今年度からスタートした事業承継計画の策定支援については、支援機関と連携を深めることにより施策が浸透し、相談者が増えつつある。一方、推進員は経験を重ねることにより、ノウハウの蓄積と相談者との信頼関係を構築しつつある。今年度6月末時点の相談数30社、計画策定済み8社である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域単位としては、市町村に出向いた施策説明などの普及啓発活動や市町村単位での対策会議への参画支援を行う。 商工団体と連携し、きめ細かな相談対応や事業承継計画策定支援、後継者確保に向けたマッチングやフォローアップ支援等を行う。 業界単位では、業界団体で自発的に実施する事業承継の取組みを支援する。 承継後の経営を持続させるため、次世代の若手経営者や後継者を育成するための研修機会を確保する。 	事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数（累計）	社	—	50	200	商工労働部
I-5-1 雇用・就業の 促進と人材の 確保	高校生や大学生等への県内企業情報の提供や求職者へのきめ細かい職業紹介などの対策を行うことにより、県内企業の人材確保を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 高校生の県内就職の促進に向けて行っている、高校生本人、教員・保護者等に対する企業見学会やインターンシップなど、県内企業を「知る」ための取組みが浸透しつつある。 また、県内企業も新卒者等に対し自社の魅力を積極的にPRするようになっている。 県内企業のプロフェッショナル人材の確保に向けては、プロフェッショナル人材戦略拠点による企業訪問やセミナー等により、平成28年度は拠点の働きかけによる人材ビジネス事業者への取次ぎ件数が7月末現在13件、うち1件が成約と、成果が挙げつつある。 一方、景気回復に伴い、都市部の大企業等の採用が拡大基調となったために、県内企業においては人材確保が進みにくい状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業の求人情報や企業の魅力などを学生等に伝えるため「ジョブカフェしまね」による企業ガイダンス、企業見学、インターンシップなどを実施し、県内企業と学生等とのマッチングを推進する。 人材確保育成コーディネーターによる県内企業と県内高校・大学等との連携を促進する。 県内就職を促進するためには、若年者、中高年齢者、障がい者、就業が困難な若年無業者など、様々な立場の求職者に対し丁寧な就業支援を行うことが重要である。こうした観点から、ジョブカフェしまね、ミドル・シニアしごとセンター、障がい者就業・生活支援センター、地域若者サポートステーションがその機能を発揮するとともに、相互の連携を強化して事業を推進する。 プロフェッショナル人材戦略拠点については、若手経営者を対象とした経営塾の開催や人材ビジネス会社を活用した都市部のプロフェッショナル人材への働きかけなどを強化していく。 	高校卒業生の県内就職率	%	75.1	80.3	84.0	商工労働部
					県内高校の進学予定者のうちしまね学生登録者の割合	%	70.4	77.8	100.0	
					ジョブカフェしまねでの大学生インターンシップの実施件数	人	425	450	450	
					県内企業の採用計画人数の充足率	%	81.1	100.0	100.0	
					県内企業に対するプロフェッショナル人材確保支援の実施件数（4年間の累計）	件	0	30	120	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-5-2 多様な職業能力向上の取組みや就 業環境の整備を支援し、地域産業を 担う人材の育成・定着を目指す。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する人材育成研修の受講者は、平成26年度1,259人から平成27年度1,511人と増加した。 ・雇用環境の改善については、アドバイザー派遣の利用企業数はほぼ横ばいであるが、相談内容別延件数が伸びており企業等の雇用環境に対する関心が高まりつつある。 ・今年度から始めている出産した従業員の育児休業の取得と復帰に取り組む企業に対する支援については、徐々に利用が伸びており後半に向けて利用拡大が見込まれる。 ・平成24年3月の新規高校卒業生の就職後3年以内の定着率は全国平均の60.0%を上回っているが、新規大学卒業生の就職後3年以内の定着率は全国平均67.7%を下回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者向けの研修などを通じて経営者の意識改革を図り、企業の人材の育成・定着を図る取組みを進めるとともに、企業が取り組む人材育成や雇用環境の改善に対する支援などにより、働きやすく魅力ある職場環境づくりを促進していく。 ・企業ニーズに対応した職業訓練や研修を実施することにより、企業が求める人材の育成を進める。 ・若年者に対しては、就職内定時から段階的に各地域で市町村等と連携した研修実施等により人材育成や職場定着を図っていく。また、学生等にインターンシップなどを実施し、定着率の向上に努める。 ・中学生を対象としたものづくり体験教室の開催やものづくり技術技能の素晴らしさをPRするなどにより、若年者が「ものづくり」に関心を持つ取組みを進めていく。 	新規高校卒業就職者の就職3年後の定着率	%	60.9	62.5	70.0	商工労働部	
				新規大学卒業就職者の就職3年後の定着率	%	60.3	62.5	70.0		
				県が実施する人材育成研修の受講企業数	社	693	740	800		
				県の支援により人材育成計画の策定・実行に取り組む企業数(累計)	社	H27:17	30	75		
				技能検定(技能の習得レベルを評価する国家検定制度)合格者数	人以上	686	750	750		
I-5-3 UIターン希望者に対し、総合的 な定住情報を提供するとともに、産 業体験や無料職業紹介による就業支 援等により、定住の促進を目指しま す。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・UIターン者数については、これまで増加傾向で推移している状況であり、平成28年度も前年同期と比較して増加している。 ・産業体験事業については、近年の定着率は順調に増加している。 ・島根ふるさと情報登録事業の登録者については、目標どおり数字が伸びてきている。 ・UIターン無料職業紹介就職決定者数については、近年増加傾向にある。 ・UIターン者向け住宅については、市町村から多数要望が寄せられており、供給戸数の増加が見込まれる。 ・しまね田舎ツーリズムの体験施設数については、消防法の改正や、体験施設を運営する実践者の高齢化によって減少しており、目標達成が困難になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと回帰志向」などの社会経済情勢の変化がある一方で、全国のUIターン者獲得競争が激化していることから、ふるさと島根定住財団、市町村及び関係機関と一丸となり、「オールしまね」で今後も丁寧できめ細かな対応を行っていく。 ・特に「情報発信、相談/誘致、体験/交流、受入、フォローアップ」の各ステップを一貫して行う取組みをこれまで以上に進めるとともに、UIターン希望者が真に必要なとしている支援を着実に実施していく。 ・UIターン希望者に対して、住宅本体の性能だけでなく、住環境や利便性など(小さな拠点づくり)にも配慮した住宅の整備を行っていく。 ・しまね田舎ツーリズムの体験施設数を増加させるため、誰でも参加できる研修会の内容を充実させるとともに、新規加入に向けた情報発信と個別相談を強化していく。 	UIターン者受入数	人増	140	200	500	地域振興部	
				UIターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	人以上	47	53	53		
				島根ふるさと情報登録事業の登録者数	人	1,265	1,650	3,000		
				UIターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	人	255	260 (192)	270 (210)		
				しまね田舎ツーリズムの体験施設数	施設	242	311	350		
I-6-1 高速道路や、高速道路へつながる アクセス道路の整備を進め、産業活 動を支える高速交通網の形成を目指 します。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・県は用地取得や文化財調査、その他の事業調整において国を支援している。 ・平成28年度には、浜田三隅道路が全線開通する予定であり、山陰道の整備は着実に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業中区間は、円滑な事業進捗を図るため国と工程会議を行い、用地取得を始めとした全体工程等調整を図る。 ・用地取得は国に体制強化を求めつつ県・地元市の支援を継続していく。 ・文化財調査は地元市の応援を要請する。 ・福光・浅利道路を除く事業中区間の用地難航箇所の早期取得に向けて今後2年間で集中的に取り組む。 ・福光・浅利道路は早期に地元の推進協議会を立ち上げ、測量調査に入る。 ・益田～萩間は新規事業化に向け益田市や山口県側と連携し、国に強く働きかけていく。 ・アクセス道路等地方の実施する整備事業に対して、十分な予算を確保するよう国に対し、働きかけていく。 ・1日も早い全線開通に向けた戦略的な広報・要望活動として、国に対して沿線自治体や経済団体、県民と一緒にストック効果を訴えていく。 	山陰道の供用率	%	56	59	67	土木部	
				高速道路ICへの30分到達圏域面積の割合	%	60	60	62		

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
I-6-2 航空路線の維持・充実	航空路線の維持・充実により、県内3空港の利便性の向上を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 観光客誘致や各利用促進協議会の取組みの成果、便数、路線増により3空港の年間乗降客数は、この5年間概ね増加傾向にある。 平成28年度も、出雲東京線の機材大型化、出雲名古屋線の2便化及び石見東京線の2便化継続などにより、3空港の乗降客数は、堅調に推移すると考えている。 なお、萩・石見空港については、年度当初団体旅行者が減少し、やや低調であったが、旅行会社への働きかけなどにより、7月からは上向きとなっている。 今後は、各利用促進協議会で、閑散期となる冬季の対策に力を入れる予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 各空港の利用促進協議会、地元自治体や観光担当部局と連携して、乗降客数の増加に向け、引き続き、首都圏、関西などの大都市圏からの観光客の集客をはじめ、地元からの利用拡大などに取り組み、各路線の維持・充実に繋げていく。 航空会社に対しては、航空運賃の低廉化、旅客需要に応じた機材の運用、利用しやすいダイヤへの改善などを粘り強く要望していく。 国に対しては、羽田空港発着枠の地方航空路線への優先配分や地方の航空路線維持・拡充に向けた取組みへの支援制度の創設などを要望していく。 	出雲縁結び空港の年間乗降客数	万人	82.9	82.5	90.0	地域振興部
					萩・石見空港の年間乗降客数	万人	12.6	13.5	14.5	
					隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	万人	5.3	5.3	5.4	
I-6-3 空港・港湾の維持・整備	物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 県内3空港については、適切な維持管理により、航空機の安全な運行が確保されている。 各港湾の岸壁及び防波堤の整備は、計画どおり進捗している。 一方で、老朽化が進む施設・設備等の計画的な維持修繕、更新が課題となっているため、県管理18港湾すべてにおいて、港湾施設の維持管理計画策定に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 空港機能を保持するため、中長期的な補修・整備・修繕計画を策定し、計画的な整備を行う。特に滑走路、誘導路、エプロンなど基本施設及び灯火電源施設については、劣化状況を調査した上で事業化に向けた基本設計等を実施する。 限られた予算を有効に活用した港湾整備を行うため、残されている防波堤、係留施設、臨港交通施設（橋梁、トンネル）の維持管理計画の策定を進め、コスト縮減や費用の平準化に努める。 浜田港においては、浜田港拠点化形成研究会を立上げ、広島県北部を含め広域的に関係機関が連携し、ポートセールスを強化するとともに新規貨物の掘り起し、国内定期航路の誘致等に努める。 	物流拠点港の岸壁の整備率	%	90.9	93.6	96	土木部
					物流拠点港の防波堤の整備率	%	67.7	75.6	95	
II-1-1 危機管理体制の充実・強化	自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症など、いつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。	A	<ul style="list-style-type: none"> 今後、発生が予想される北朝鮮による危機管理事案については、個別の連絡体制をとっている。また、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生に対応する体制は整えられている。 県医師会、郡市医師会、医療機関との定期的な情報交換会の開催等を通じ、適切な医療の確保に向けた取組みを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定される事案に対して平素から情報収集に努める。 発生した事案への対応や各種訓練等における検証を通じて、対応マニュアルの整備、見直しに努める。 各種訓練等を通じて、庁内各部局・市町村・関係機関等と役割分担や情報伝達等を確認し、連携強化に努める。 訓練等により、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図る。 引き続き、医師会、医療機関、医療関係団体等の医療体制を維持していく必要がある。 	危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。		-			防災部
II-1-2 消防防災対策の推進	防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。	B	<ul style="list-style-type: none"> 防災安全講演会及び防災リーダー研修会等を開催し、地域防災力の向上を図っている。 被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、登録者の技能維持及び新規判定士の養成を図っている。 県社協（しまね災害福祉広域支援ネットワーク本部）、各市町村及び県との間で3者協定を締結し、災害時の福祉支援体制整備を図っている。 DMA T指定医療機関を新たに1病院指定し、体制整備を図っている。 公共建築物の耐震改修は進んでいるが、民間住宅の耐震化は進んでいない。 土砂災害特別警戒区域については、調査及び公表は計画的に進んでいるが、指定は旧江津市の912箇所にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や消防本部、県消防協会と連携し、消防団員を地域で支援する仕組みを推進すること等により、消防団の充実強化を図っていく。 地域の防災力を強化するため、市町村等と協力し、地域住民の防災意識の向上、地域防災リーダーの育成等に取り組むとともに、国の防災基本計画の改定や熊本地震の検証等を踏まえ、県地域防災計画を見直す。 広域的大規模災害に備え、中国5県・中四国9県との広域相互支援体制を整備する。 土砂災害特別警戒区域指定方針案を関係市へ提示しており、これにより市の全域一括の指定だけでなく、指定を急ぐべき区域単位での指定も検討していく。 県と市町村が連携して土砂災害特別警戒区域の指定の効果に代わる取組みを強化する。（住民周知、警戒避難体制の整備、啓発活動、建築関連業界等への協力要請など） 県西部での被災宅地危険度判定士養成講習会の開催及び被災宅地危険度判定士不在町村に対する講習会参加の呼びかけを行うとともに、市町村担当者会議の開催を検討し、体制整備に努めていく。 地震と耐震化の理解を深めるための市町村や建築関係団体との協力による新たな周知方法の検討、及び耐震診断・改修の補助制度の利用者を増やす取組みを強化していく。 災害時の福祉救援体制整備について、実効ある派遣活動が行えるよう、市町村及び関係機関・団体の連携により「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の取組みを強化していく。 災害医療体制を万全なものとするため、訓練においては病院やDMA T隊員等の現場の声を取り入れながら実施し、実効性の検証を行っていく。 	広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画の見直しを行う。		-			防災部
					公共建築物の耐震化率	%	88	90	93	
					土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果の公表市町村数	市町村	8	9	19	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標				幹事部局	
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度		31年度
							実績値 (参考)	目標値		目標値
II-1-3 原子力安全・ 防災対策の充 実・強化	原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況等の把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。	B	・2県6市の枠組みでの原子力防災訓練の実施、地域防災計画や広域避難計画の見直し、モニタリングポストの増設などの取組みを進めている。 ・原子力防災訓練の一環として、原子力災害医療活動訓練及び避難行動要支援者等の避難訓練を実施し、また、安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄の拡大に着手している。 ・緊急時モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）体制の整備、輸送手段の確保や要支援者避難の仕組み作りなど、放射線監視体制や避難対策を含む原子力防災体制の充実に継続して取り組む必要がある。	・島根原発1号機の廃止措置及び2号機の再稼動については、現在、原子力規制委員会において廃止措置計画及び新規制基準適合性の審査中であり、審査終了後に国からよく説明を受けた上で、県民の方々をはじめ、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などの意見をよく聴き総合的に判断する。 ・原子力災害対策指針の改定など国の対応を踏まえ、防災計画・避難計画を改定するなど緊急時の防災体制をさらに充実する。また、その際には、避難手段の確保、避難行動要支援者等の対応や安定ヨウ素剤の配布、避難退域時検査（スクリーニング）体制の拡充等を行い、必要に応じて地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画の見直しを行う。 ・県境を越える広域避難時の受け入れ先との調整や避難所等で必要となる物資等の調達の仕組み作り、モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる資機材にかかる経費などについては、引き続き国の人的、財政的な支援を求めていく。 ・緊急時モニタリング体制については、モニタリングポストの整備や国の検討状況を踏まえて体制拡充を行う。 ・原子力災害医療体制の維持については、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと、また安定ヨウ素剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設を国へ要望協議していく。	モニタリングポストを増設、拡充した体制で、平常時及び緊急時における環境放射線モニタリングの運用を図る。		-			防災部
				地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを行う。		-				
				原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	%以上	93.4	95	95		
II-1-4 治安対策の推 進	県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。	B	・本年6月末現在の刑法犯認知件数は、前年比175件減少しており、県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会の実現に向け、順調に推移している。 ・高齢者が対象となる特殊詐欺が依然として発生していること、自転車盗等の被害時における無施錠であった割合が全国でもワースト上位であることなどから、引き続き、治安対策の推進が必要である。	・平成26年8月5日、本県における新たな治安対策の指針として、「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定し、この新行動計画の着実な推進を通じて更なる治安の向上を目指すこととしている。 ・新行動計画では、少子高齢化の進展・地域との関わりの希薄化等の社会構造の変化を踏まえ、行政機関のみならず地域全体が連携しながら、子供・女性・高齢者を始めとする県民の安全を守るための各種対策や再犯防止対策の強化等に取り組むとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃、組織犯罪等の新たな脅威に対する対処能力の強化等を図ることとしている。 ・計画体系は、7つの視点の下に35施策・161事業で構成する中、具体的には、 ①活力ある社会を支える安全・安心の確保 ②犯罪者を生まない社会の構築及び再犯防止対策の推進 ③安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在者対策 ④社会を脅かす組織犯罪への対処 ⑤安全なサイバー空間の構築 ⑥原子力発電所等重要施設に対するテロ対策・カウンターインテリジェンスの強化 の各視点に基づく施策を展開するとともに、これを効果的に推進する上で必要となる ⑦犯罪に強い社会の実現に向けた基盤の強化 の視点に基づき、人員・施設の充実、科学技術の活用等の多角的観点から基盤の強化に取り組むこととしている。	犯罪率（暦年）	件以下/ 千人	4.8	4.6	3.9	警察本部

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
II-1-5 交通安全対策の推進	交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。	C	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故年間死者数は、平成28年7月末現在で既に死者数が17人（内高齢者死者数が11人）に達している。 交通事故年間死傷者数については、直近10年間で連続して減少しており、今後の各種対策の推進により1,500人以下を達成可能と見込まれる。 歩道の整備については、計画的な予算配分で整備を進めることにより、ほぼ順調に進捗する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「第10次交通安全計画」（平成28年度～平成32年度）に基づき、各年度の実施計画において、関係機関と連携しながら目標達成に向けて進行管理を行う。 「運転者」と「高齢歩行者・自転車」に重点を絞った交通死亡事故抑止対策を推進する。 （運転者）交通指導取締りはもとより、「緊張感の保持」「スピードダウン運動」「早めライトの点灯と上向きライト走行」などの対策のほか、ドライブレコーダから得た映像データを活用した交通安全教育等を展開する。 （高齢歩行者・自転車）「道路横断時の安全確認」「夜光反射材の着用」などの徹底を図るため、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ等機器を活用した参加・体験・実践型の交通安全指導を実施する。また、4警察署（松江、出雲、浜田、益田）配置の「高齢者交通安全アドバイザー」を活用して、高齢者が集まる場所でのワンポイントアドバイス、夜光反射材の貼付活動や高齢歩行者等の街頭における保護誘導活動を推進する。 ゾーン30（最高速度30km/hの規制区域）の整備、事故危険箇所対策を重点としたバリアフリー対応型信号機及び歩車分離式信号機の整備、自転車の道路交通環境の整備等に取り組む。 交通安全のための道路整備や通学路対策の予算確保については、国の予算配分方針等を的確に把握し工夫しながら要望を行い、交付金等の総額確保に努める。 特に、通学路対策については、平成26年度に各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」により、地元や関係機関と協議しながら地域のニーズに応じた整備を着実に推進する。 防護柵（ガードレール等）の設置については今後とも車両防護柵設置方針に沿って、計画的整備を行い、防護柵設置不可能箇所についても対応を検討する。 	交通事故年間死者数（暦年）	人以下	27	20	18	地域振興部
交通事故年間死傷者数（暦年）	人以下	1,640	1,500	1,350						
交通事故年間高齢者死者数（暦年）	人以下	13	10	9						
歩道の整備率	%	84	86	93						
II-1-6 消費者対策の推進	自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 第4期島根県消費者基本計画（消費者教育推進計画）を踏まえ、消費者教育関係者間の連携強化など、自立した消費者育成のための教育体制整備を図っている。 テレビ、ラジオ、SNSおよび出前講座等により、様々な広報を実施しており、クーリング・オフ制度や消費生活相談窓口の認知度向上を図っている。 平成28年度から景品表示法に課徴金制度が導入され、その適正な運用により不当表示の抑止効果が高まり、消費者被害を受けた人の割合も低下することが見込まれる。 全市町村において消費者相談窓口が設置され、また全市に全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）が導入されるなど体制整備が進んでいるが、小規模自治体では人材不足などの理由から消費生活専門資格を保有する相談員の配置が進まない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 悪質商法被害防止にとどまらず、消費者市民社会を意識した広報啓発と教育に努める。 学校の家庭科・公民科教員や消費者団体、民間の消費生活専門資格取得者などと連携し、消費者教育提供体制を整備する。 消費者団体活動のアイディアとして先進活動事例を紹介したり、孤立した各団体を繋ぐことで技術交流や将来のネットワーク化の動きを促進するなど、消費者団体の自立性・自律性の向上に資する支援を図る。 出前講座の実施や様々な広報手段の活用、消費者団体との連携により、消費者に被害の未然防止・拡大抑制につながる情報を確実に提供する。 事業者の法令遵守状況に対する監視・指導を迅速かつ適正に行い、県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくる。 高齢者や障がい者の被害防止のため、各地域で見守りネットワークを構築できるよう支援する。 県相談員の相談技法の習得・向上に努めるとともに、市町村の業務支援・人材育成支援を行い、県民の被害救済体制を充実させる。 	クーリング・オフ制度を知っている人の割合	%	76	85	85	環境生活部
消費生活相談窓口を知っている人の割合	%	—	85	100						
消費者被害に遭った人の割合	%以下	—	8	8						
II-1-7 災害に強い県土づくり	道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 第二浜田ダム本体工事が完了し、河川改修も概ね順調に進んでいる。 土砂災害防止対策は、関係部局間で調整しながらハード整備を進めている。 道路防災対策は、緊急輸送道路から危険箇所整備や橋梁耐震化を計画的に進めている。 道路の落石対策は、「落石事故再発防止検討委員会」の提言を踏まえてとりまとめた「落石に係る道路防災計画」に基づき、再発防止策を実施していく。 対策が必要な箇所が多数存在し整備に時間を要することや、既存施設の老朽化等により維持・更新費が増加傾向にあることを踏まえた計画的な対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費を確保するため、機会を捉え国へ予算要望、コスト削減、長寿命化によるライフサイクルコストの削減などの取組みを行う。 長寿命化計画に基づき、老朽化対策を計画的に行う。 浸水が常襲する県東部の低平地の河川改修など対象を重点化したうえで、暫定改修やコスト削減など効果的な事業執行に努める。 土砂災害対策はハード整備を進めながら、ソフト対策を併せた総合的な防災対策を進める。 ソフト対策例：雨量・水位など適切な情報提供、防災意識高揚のための啓発・学習会、ハザードマップによる土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害特別警戒区域の指定による開発抑制、土砂災害予警報システム等による警戒避難体制の整備など 離岸堤、人工リーフの工事に併せサンドリサイクルによる養浜など予算の効率的な執行に努める。（益田港、久手港、三隅港、別府港、和木波子海岸） 	洪水から保全される人口	人	299,700	303,100	313,500	土木部
土砂災害から保全される人口	人	158,679	159,570	163,263						
緊急輸送道路上の防災危険箇所整備率	%	52	56	68						
緊急輸送道路上の橋梁耐震対策実施率	%	59	62	73						

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
II-1-8 食の安全の確保	県民が安心して食生活を送られるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒発生件数は平成26年の11件から平成27年は10件、うち広範な被害に繋がりがやすい食品営業施設などでの発生は7件から6件に、指導強化により減少した。 毎年、家庭を原因とする食中毒発生が全体の10%程度を占めるが、実数は十分に把握できていない。また、根本的な予防対策のない寄生虫性食中毒が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対して、食中毒や異物混入等の食品衛生を担保するためのHACCP方式による衛生管理手法の導入を推進する。 調理従事者の健康管理、調理従事者等による二次汚染の防止など、カンピロバクターやノロウイルス食中毒対策の徹底について指導・助言を行うとともに、調理従事者の健康確認に視点を置いた調理従事者健康確認状況点検票及び調理施設点検票を取り入れた監視指導を実施する。 また、関係者や県民に対して様々な媒体、講習会などを利用し、一層の啓発を行う。 平成27年4月に食品表示法が施行され、JAS法、食品衛生法、健康増進法に基づく表示基準が新しい表示基準として整理・統合されたことに伴い、昨年度、相談窓口を薬事衛生課及び保健所に一元化した。今年度から、食品表示に係る相談等に迅速・的確に対応するため、組織改正による体制強化を行っており、今後一層食品表示の適正化を図っていく。 食品の不適正表示に対する監視及び改善指導を強化する。 	食中毒年間発生件数	件以下	10	6	6	健康福祉部
					食品表示法に基づく年間指示公表件数	件	1	0	0	
II-2-1 健康づくりの推進	県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 平均寿命については、男女とも平成31年度の目標を達成した。これは40～64歳の死亡、特に心疾患と脳血管疾患の死亡数の減によるものと考えられる。 75歳未満がん年齢調整死亡率については、減少傾向にある。 健康寿命を延伸し健康で高齢期をむかえるため、働き盛り世代からの健康づくり、さらなる生活習慣病の予防が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症率、死亡率等と各種調査結果について、県と市町村が協働で多角的な分析を行うことにより、市町村の課題や特徴に即した事業実施に取り組む。 特に働き盛り世代の健康実態の改善に向けた、保険者や関係団体との協働事業の実施等による働き盛り世代への健康経営の取組みを支援する。 自死対策は、心の健康を理解するためのストレスチェック表の配布、悩みを抱えた人が相談しやすいよう各種相談窓口の周知、いのちの電話のボランティア相談員の確保、自死の危険を示すサインに気づき、見守り、適切な行動が実践できるゲートキーパーの養成とステップアップ研修の強化など県民運動的な取組みを進める。 公共機関の受動喫煙防止の取組強化、妊産婦、未成年者の防煙の取組み、青壮年期の禁煙指導に向けた情報提供、県民運動のさらなる強化を図る。 食育や健康な食についての身近な地域での多様な情報発信を、民間企業や関係団体との連携により推進する。 健康づくりと介護予防の連携による高齢者の自立に向けた取組みを支援する。 指定難病、肝炎医療費の対象者への情報提供により、適切な制度利用での負担軽減と、専門相談やフォローアップによる療養支援を図る。 感染症のまん延を防止するため、医療機関と連携し速やかに感染症発生情報を把握し、県民や医療機関等への確に情報提供していくとともに、患者が発生したときには、徹底した調査・検査を実施し、感染拡大防止を図る。 	平均寿命（男性）	歳	80.41	80.19 (79.95)	80.53 (79.95)	健康福祉部
					平均寿命（女性）	歳	87.30	87.70 (87.18)	88.08 (87.18)	
					75歳未満がん年齢調整死亡率（人口10万対）（男性）	以下	104.7	94.7	92.1	
					75歳未満がん年齢調整死亡率（人口10万対）（女性）	以下	54.9	47.3	46.1	
					脳卒中年齢調整死亡率（人口10万対）（男性）	以下	38.8	40.4	38.4	
					脳卒中年齢調整死亡率（人口10万対）（女性）	以下	21.4	21.3	21.1	
II-2-2 地域福祉の推進	福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員の活動は、住民ニーズの多様化などにより、個々に関わる時間が多くなり訪問回数が増加している。 福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従事者数については、平成31年度の目標を達成した。 主に離島・中山間地域では福祉・介護職員の人材確保が厳しい状況にあるため、引き続き人材確保を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保・育成については、職場環境の改善、職員の資質向上、意識啓発などに幅広く取り組んでいく。特に、若い年齢層への働きかけが重要であり、学生、保護者、教員などに福祉・介護職場への知識や理解を深めてもらい、将来、地域の福祉・介護職場への就業に繋げる取組みを行っていく。 今後も継続的に福祉人材の確保対策に取り組んでいくために、安定した財源を確保できるよう努める。 社会福祉法人への指導内容の統一的な水準を確保するため、県・市共同で設置・運営している所轄庁連絡協議会を効果的に運用する。また、県・市間の情報共有と連携、研修機会の確保により、県全体の指導監査の均質化を図っていく。 市町村、島根県民生児童委員協議会及び市町村民生児童委員協議会と連携し、民生委員の負担軽減に向け、研修の充実や民生委員活動への理解促進に取り組んでいく。 財源面で、国に対し必要な要望を行っていく。 総合福祉センター利用率の向上に向け、まずは施設に足を運んでもらうために1Fフロア等で様々な展示等を行ったり、ホームページからの情報提供などの取組みを行っていく。 	民生児童委員の年間訪問回数	件	320,943	306,000	325,000	健康福祉部
					福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従事者数	人	351	350 (285)	350 (330)	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅱ-2-3 高齢者福祉の 推進	高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター数については、着実に増加している。 ・特別養護老人ホーム待機者数は順調に減少している。 ・介護職員数は関係団体等との連携した人材確保の取組みなどにより、順調に増加している。 ・第6期計画（平成27～29年度）に基づき「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村等とともに医療と介護の連携の強化、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組んでいる。 ・介護を要しない高齢者の割合は、前年度と大きな変化はないと思われるが、要介護認定率が高くなる85歳以上の高齢者人口が増加しているなか、早い段階から長期的な取組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」ができるだけ早期に構築されるよう、県として必要な支援や助言を行っていく。 ・介護予防に資するサロン活動の通いの場の活性化など市町村が取り組む介護予防事業への支援や、介護予防の取組みの機能強化に向けてリハビリ等の専門職の関与を促進するための環境づくりに取り組む。 ・介護人材の新規就労の促進を図るため、介護や介護の仕事に対する理解促進のためのイメージアップ事業や、介護職員が高い専門性と誇りを持って働けるように資格がない職員に対する資格取得、キャリアアップの支援などを、関係団体などと協力して取り組む。 ・市町村の認知症施策の取組みを支援するため、課題や情報を共有するための市町村会議を開催するとともに、教育委員会と連携して小・中学校の教育現場において認知症サポーター養成講座の開催に向けた環境づくりに取り組む。 	介護を要しない高齢者の割合（年間）	%	84.4	85.0	85.0	健康福祉部
					介護職員数	人	14,735	14,910	15,600	
					認知症サポーター数（累計）	人	57,083	55,000	70,000	
					特別養護老人ホーム待機者数	人以下	4,917	4,700 (5,440)	4,100 (5,200)	
Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援	「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所からの地域移行については、残っている入所者は重度者・高齢者が多いが、グループホーム等の整備に加え、地域の相談支援体制の充実等を図っていくことにより、着実に進めていく。 ・施設・事業所における工賃は、販路開拓支援員派遣事業や就労事業振興センターの設置等により、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。 ・精神障がい者の地域移行については、入院後3か月経過時点の退院率は概ね60%、入院後1年経過時点の退院率は90%弱となっており、今後も医療機関と地域援助事業者との連携を促進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度について、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載等、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催などにより人材育成に努めていく。また、相談支援アドバイザーや圏域コーディネーターなどを配置・派遣しながら、関係機関や関係者の相談支援の体制強化やスキルアップに向けた支援を行う。 ・第4期障がい福祉計画に基づき、国庫補助金の積極的な確保に努め、グループホームや日中活動系サービスの施設整備を着実に進める。 ・平成26年4月に施行された改正精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による地域生活への移行がさらに進むよう、引き続き、保健所を中心に各市町村の障害者総合支援協議会への参画や関係者会議による情報共有、精神科病院実地指導における指導などに取り組む。 ・平成30年4月に施行される障害者総合支援法の新たなサービス「就労定着支援」の動向を踏まえ、障がい者の生活・就労・定着を支援する障害者就業・生活支援センターと関係機関がネットワークを強化し、それぞれの機関が持つ既存の制度や取組みが有機的に繋がるよう連携する。 ・発達障がい者支援については、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村の体制整備に向けたより専門的な支援、保健師・保育士等研修による人材育成などを行いながら、関係部局が連携した地域支援体制の構築を図っていく。 ・障がいを理由とする差別に関する相談に適切に対応できるよう窓口を有する行政機関によるネットワークを構築するとともに、あいサポート運動などを通じて県民や事業者、職員に対して障害者差別解消法の趣旨や障がいの特性などに関する普及啓発を反復継続的に行っていく。 また、障がい福祉施設入所者などの安全の確保について、各施設の防犯措置の徹底、警察等関係機関との協力・連携体制の構築や、不審者の発見等防犯体制の強化につながるよう地域住民などと連携した地域に開かれた施設運営などを助言・指導していく。 	施設から地域生活への移行者数（累計）	人	21	88	178	健康福祉部
					精神障がい者の入院後3か月経過時点の退院率	%	59.6	64	64	
					精神障がい者の入院後1年経過時点の退院率	%	86.7	91	91	
Ⅱ-2-5 生活衛生の充実	飲料水、医薬品等の安全性を確保するとともに、旅館業や理美容業などの生活衛生関係営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供等を行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境衛生の確保は、各種の法律等に基づく監視・指導の充実によるため、マニュアルなどを活用し、適切かつ確実な監視・指導を実施する。 ・水道事業の統合化や水道事業の老朽化対策は、その財源確保について、補助事業の拡充などの支援を国に対して要望していく。 ・動物管理等対策事業では、飼い主のいない猫対策等の個別の事業を進めるとともに、適正飼養や動物愛護思想の普及を推進し、引取られる犬・猫の数の減少を図る。 	生活衛生に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	健康福祉部
					薬事に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
II-2-6 生活保護の確保	経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れる社会を目指します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を目指します。	B	・生活保護受給世帯のうち、就労収入増加により自立できた世帯数は、平成27年度が117世帯である。引き続き、必要な保護と適切な自立支援を実施すること、ハローワークとの連携や就労支援員の活用、「生活困窮者自立支援法」に基づく事業との連携を図ることにより、自立し安定した生活に向けた世帯数が増える見込みである。 ・一方、雇用との適切なマッチングや対象者それぞれの課題への対応が必要である。	・生活保護の自立を促進するために、平成17年度から個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、社会保障給付金等の手続き、医療介護のサービスの利用が図れるよう取り組んできた。また、平成22年度から就労支援員の配置を進めてきているが、これまで以上にハローワークとの連携を密にし、平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業との連携を図っていく。 ・各市町村福祉事務所において、生活相談等に対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう引き続き指導監査を実施するとともに、町村福祉事務所への支援体制についても確保していく。 ・生活困窮者自立支援機関の支援員に対して、相談支援技術の研修会を開催する。また、各市町村に地域資源の開発や学習支援の実施に向けて、優良事例等の情報提供を行う。 ・子どもの貧困対策の推進に向け、福祉サイドと教育サイドの連携を進め、お互いの課題を共有する。 ・各種給付金のうち、対象者が特定できる戦没者等の妻に対する特別給付金等については、必要に応じて受給権者の把握、請求勧奨を的確に進めていく。 ・平成27年度から始まった特別弔慰金（請求期限：平成30年4月2日まで）については請求漏れをなくすため、国、県、市町村における継続した広報の実施等を行う予定である。 ・中国帰国者対策については、今後も事務監査を的確に実施するなど実施主体である市町と連携を図り、支援給付制度の適正な運営が図られるよう指導していく。	就労により自立した生活保護世帯の数（年間）	世帯以上	117	125	125	健康福祉部
II-3-1 医療機能の確保	医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。	B	・訪問看護師数は、順調に伸びている。 ・救急病院数、がん診療連携拠点病院及び島根県がん診療連携推進病院数は横ばいで推移している。 ・ドクターヘリの広域連携により県西部の救急医療体制の強化につながっている。 ・まめネット参加機関数は782機関(対前年比+356)と順調に伸びている。 ・医療機関相互の機能分担・連携について具体的に協議や検討を進めることが求められている。	・限られた医療従事者、施設、設備などを最大限活用するため、医療機関相互の連携を強化することが求められる。また、地域医療構想の課題解決に向け、保健所がコーディネートし、地域の医療機関・行政・医師会等関係団体の間で今後の地域医療体制を継続協議する。 ・救急病院の負担軽減につながるよう地域住民が実施する啓発活動などの支援を進める。また、医療機関相互の連携、医療と福祉の連携による在宅医療の推進を図るため、全県医療情報ネットワークの利用拡大に向けた取組みを進める。 ・ドクターヘリの広域連携を各県と連携して維持するとともに、防災ヘリなどへの医師同乗支援を維持し、主に離島中山間地域の救急医療体制の負担減を図る。 ・がん診療提供体制の向上に向けて、拠点病院等と連携し、引き続き、がん医療従事者育成に係る経費の支援、緩和ケア体制の推進、相談機能の充実などを進めていく。 ・精神科救急医療については、今後とも、引き続き、365日24時間の診療応需及び相談体制を確保するとともに、精神科病院及び診療所の協力体制の確保に努める。 ・若年層を対象とした献血に関する啓発事業を、引き続き島根県赤十字血液センターと連携して実施する。	救急病院数	病院	25	25	25	健康福祉部
				訪問看護師数	人	311	320	380		
				がん診療連携拠点病院及び島根県がん診療連携推進病院数	病院	6	6	6		
II-3-2 医療提供	県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。	B	・中央病院では、平成27年度に救急搬送の受け入れ、ドクターヘリの出動、ハイリスク妊産婦や新生児の受け入れを行っており、今年度も引き続き県の基幹的病院として県民に安全安心で良質な医療を提供している。 ・医療提供体制の充実と、こころの医療センターにおいては早期退院支援の取組みを進める必要がある。	・県の基幹病院としての機能を維持・充実するために、医療従事者の確保を積極的に行うとともに、地域の医療機関との適切な役割分担による連携の強化を図りながら、質の高い医療の提供と健全経営の推進を図る。 ・精神医療については、急性期治療体制を維持するとともに、入院患者の早期退院支援の充実を図る。	平均在院日数（中央病院）（年間）	日未満	14.2	14.0	14.0	病院局
				退院率（3か月以内）（こころの医療センター）（年間）	%以上	78.3	70.0	70		

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・医師については、地域医療支援センターに登録されている地域枠や奨学金の貸与を受けた医師が毎年20名程度増えてきており、これらの医師を早期に県内勤務へ誘導する取組みなどにより県内に定着する医師も着実に増加してきている。 ・看護職員についても、毎年、修学資金貸与者の8割以上が県内に就職している。 ・離島・中山間地域における医師の不足（地域偏在）、特定の診療科における医師の不足（診療科偏在）に引き続き取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域枠や奨学金の貸与を受けた医師の県内でのキャリア形成を支援するため、今後も大学との連携を一層強化する。 ・また、地域医療支援センターとも緊密に連携して、これらの医師の早期の県内定着や医師不足地域での勤務が計画的に進められるよう、取組みを進める。 ・新人看護職員の県内就業支援、特に、修学資金の過疎地域・離島枠の貸与により、充足率が低い地域への就業を促進する。 ・また、離職防止や勤務環境の改善のほか潜在看護職員の再就業支援などの取組みを進める。 ・薬剤師について、高校生向けセミナー事業などを継続して実施し本県から薬科大学へ進学する者を増加させる。また、各薬科大学を訪問等して本県での就業を推進する。 	病院・公立診療所の医師の充足率	%	76.5	78.8	80	健康福祉部
					しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修、勤務する医師数	人	120	125	175	
					病院の看護師の充足率	%	95.7	96.4	97	
Ⅱ-4-1 結婚支援の充実	少子化が進む背景としては様々な要因がありますが、未婚・晩婚化が大きな要因となっており、結婚を望む男女の願いが叶うよう取り組み、成婚数の増加を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・はぴこが取りもつ年間婚姻数は、増えつつある。更に、しまね縁結びサポートセンター（以下「センター」）を通じた広域マッチング支援や「はぴこ」の増員、定期相談会の実施箇所数の増加、質の向上（マニュアル作成、研修）等を図りながら、「はぴこ」による相談→交際→成婚件数の増加につなげていく。 ・センター独自の少人数お見合い、出会いイベント、セミナーの開催、センター活用に向けたPRなどの取組みも強化しつつある。 ・さらに、企業と連携した婚活の取組み（しまね縁結びサポート企業）も新たに実施する予定。 ・こうした取組みにより、結婚支援の取組みを厚くし、センターを通じた年間婚姻数の増加を図り、県全体の婚姻数の増加につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの利用拡大に向け、認知度向上を図るための広報の強化を図る。 ・センターの広域マッチング機能を充実を図るとともに、「はぴこ」の増員、質の向上を図る。 ・企業、市町村、コミュニティなどの巻き込み、連携強化を図り、全県的で官民一体となった取組み（運動）にまで発展させる。 ・センターを中心として結婚支援に関する県内外への情報発信の強化を図るとともに、定住施策と連携した県外からの婚活者誘致なども継続的に実施する。 ・学齢期の児童・生徒への啓発を引き続き行うとともに、直接的な対象となる独身の若者や県民の関心を高めるための啓発を強化する。 	しまね縁結びサポートセンターを通じた年間婚姻数	件	80	90	150	健康福祉部
					結婚ボランティア「はぴこ」の登録者数（累計）	人	176	210	300	
Ⅱ-4-2 妊娠・出産支援の充実	全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置については、昨年度1市（町村）が設置し、今年度も3団体に動きがある。 ・母親へのメンタルヘルスへの支援や妊娠期から切れ目のない支援のために作成した手引きの配布や、その手引きに基づいた専門職種ごとの研修会の開催などにより、母乳育児の割合や妊娠初期からの妊娠届出率は向上すると見込まれる。 ・低出生体重児の出生割合は、若い時からの教育、啓発も必要であり改善に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い時から人工妊娠中絶など、望まない妊娠を防ぎ、妊娠しやすい年齢等妊娠出産に関わる知識を正しく理解した上で、自分のライフプランの設計ができるように、教育部局と連携して取組みを実施する。 ・男性不妊を含む不妊対策について、広報媒体を活用し引き続き周知を図る。 ・周産期関係病院が参集して、各医療機関の現状と課題を共有し、連携促進を図るための検討を進めるとともに、各圏域においても圏域の実情に応じた医療機関の機能分担と連携などについて検討を進める。 ・関係機関と連携して妊娠期や産後早期から母親のメンタルヘルスの支援や母乳育児の支援など安心して子育てできる環境づくりを推進する。 ・好事例の紹介や研修会などを開催し、関係者の資質の向上を図り、市町村に妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置を進め、妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制づくりを推進する。 	低出生体重児の出生割合（暦年）	%以下	10.8	10.5	9.6	健康福祉部
					出生後4か月児の母乳育児の割合	%	64.5	65.0	68.5	
					妊娠初期（妊娠11週以下）からの妊娠届出率	%	88.6	89.0	91.0	
					妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置市町村数	市町村	1	3	19	
					全戸訪問による産後の母親支援の実施市町村数	市町村	7	9	19	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
II-4-3 子育て支援の充実	子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・こっころ協賛店は、順調に増えつつある。 ・こっころカンパニーについては、登録業種の偏りの是正を含め、登録増加に向けた取組みを強化する。 ・子ども・子育て支援新制度の実施や総合戦略に基づく新規事業の実施などにより、放課後児童クラブ等の子育て環境の整備は進みつつある。 ・平成28年4月1日の保育所待機児童数(38人)は、前年度を下回ったが、保育所の受入数や、保育人材の確保が保育ニーズに間に合わないことにより、引き続き待機児童が発生している。 そのため、待機児童ゼロ化事業の活用や保育所の整備等により、受入数(定員)の拡大を図るなど、市町村ごとの課題に的確に対応した取組みを、市町村とともに強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の利用拡大、総合戦略に基づく新規事業などの確実な実施を図りながら、「子育てしやすいしまね」に向け子育て環境の整備を推進する。 ・保育所待機児童の解消については、待機児童ゼロ化事業の活用や保育所の整備等により、受入数(定員)の拡大を図るなど、市町村ごとの課題に的確に対応した取組みを、市町村とともに強化する。 ・また、待機児童解消に不可欠な保育士確保についても、さらに取組みを強化する。 ・こっころパスポートなど、こっころブランドの普及、認知度拡大を図り、子育て支援に対する企業や県民の理解、関心を高めていく。 ・こっころ協賛店については、ショッピングセンターへの働きかけ等を行い、登録店舗数の増加を図る。 ・こっころカンパニーについては、経済団体との連携等を図りながら、登録制度の拡大を図る。 ・仕事と子育ての両立支援については、関係部局と連携を図りながら、上記こっころカンパニー事業に加え、イクメン・イクボスの養成、ワーク・ライフ・バランスの推進等の取組みを強化する。 ・健康診査従事者を対象とした研修会等を開催しスキルの向上を図るとともに、圏域単位での支援機関相互の連携強化を図る。 	こっころ協賛店舗数(累計)	店舗	2,532	2,550 (2,410)	2,700 (2,500)	健康福祉部
					こっころカンパニー認定企業数(累計)	社	263	300	400	
					保育所待機児童数(4月)	人	46	0	0	
					保育所待機児童数(10月)	人	148	110	0	
					赤ちゃんほっとルーム登録数(累計)	箇所	299	340	400	
II-4-4 子育て福祉の充実	虐待を受けているなど保護等が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立を進めるとともに、ひとり親家庭の生活・経済面での自立を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の児童相談支援体制の充実を図るための研修の実施等、社会的養護を必要とする児童の適切な保護や養育環境を整備している。 ・ひとり親家庭の自立支援に向けた取組みを推進しており、これまで80%程度の数値を維持している。 ・複雑・困難化している児童相談の内容に適切に対応できるよう市町村と相談支援体制を整備していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談については、引き続き、専門職員の計画的な採用や研修の充実により、児童相談所の相談支援機能の強化を図っていく。 また、児童福祉法の改正を受け、各市町村がその役割を適切に行うことができるよう、市町村職員及び要保護児童対策地域協議会構成員を対象とした市町村職員等専門研修などを引き続き実施し、専門性の向上を図るとともに、各市町村の実情に応じた支援を行い、市町村の相談支援体制の強化を図る。 児童虐待防止に向けては、引き続き県民に対する啓発を行うとともに、虐待の早期発見・対応に向けて関係機関と連携していく。 ・社会的養護については、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」に基づき、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化、児童の特性に応じたケア体制の充実などを計画的に推進していく。 ・里親については、里親委託促進に向けて里親登録数を増やすため、里親会、児童相談所、市町村などの関係機関が連携し、里親制度の普及・啓発を行う。 また、里親の孤立感や負担感を軽減させるため、里親に対する支援体制を強化し、相談支援や交流会、養育知識・技術の向上に向けた専門研修の実施など里親支援の充実を図る。 ・ひとり親家庭の自立支援については、生活安定や就業を促進するため、各種支援制度を周知するとともに、就業相談支援員と各市町村母子父子自立支援員、ハローワークなど関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。 	里親登録数(累計)	世帯	103	113	127	健康福祉部
					就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合(年間)	%以上	89.1	80.0	80.0	
II-5-1 道路網の整備と維持管理	効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良は、地域住民等関係者の理解と協力を得ながら、工事が順調に進んでおり、道路網の整備は着実に進んでいる。 ・道路の維持管理については、舗装修繕や道路施設の定期点検及び老朽化対策等の実施により、適正な維持管理に努めている。 ・道路の落石対策は、「落石事故再発防止検討委員会」の提言を踏まえてとりまとめた「落石に係る道路防災計画」に基づき、再発防止策を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算が確保されるよう、また、整備の遅れた県の実情に応じた配分がされるよう国等の動向を注視・分析し、工夫をしながら国に働きかけるとともに、引き続きコスト削減を図る。 ・道路整備については、構想段階からの住民参加、説明会や広報活動の充実により関係者の事業への理解と協力を得て、事業進捗に努める。また、県単用地先行取得制度や、必要な場合は法的解決手段を活用し、着実な用地取得に努める。 ・維持管理については、道路パトロールの徹底と「道と川の相談ダイヤル」を活用により、早期発見・補修を図る。また、老朽化対策に関する対応として、産官学が協力して技術力向上に向けた情報共有に努め、メンテナンスサイクルが確実に回るような体制づくりなどを進める。 	幹線道路の改良率	%	84	85	88	土木部
					生活関連道路(優先整備区間)のみなし改良率	%	71	72	75	
					道路管理瑕疵による年間事故件数	件以下	25	22	22	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅱ-5-2 小さな拠点づくり	中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう、県・市町村・県民の力を結集して「小さな拠点づくり」を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 「小さな拠点づくり」については、市町村向けの説明会や研修会等を通して市町村と県との一体的な推進体制の構築を図っており、理解が広がっている。今後、住民主体の話し合いを丁寧に促し、一層の住民の機運醸成に取り組んでいく必要がある。 機能・サービスの集約化に向けた実践活動については、予算事業の活用等により取組みが広がりがつつある状況である。 地域資源を活かした特産品開発については、必要に応じ、民間専門家による指導や研修会の開催、また、コミュニティビジネス育成支援事業等による支援が必要である。 	<p>地域住民の理解を経て、住民主体の話し合いを促していくことは相応の時間と労力を要するが、地域の課題やその解決方法等について考える雰囲気づくりが着実に進展するよう、また、現場支援地区での先進的な取組みが他地域に波及し、各地域での計画作りや実践活動が加速的に進展するよう市町村と連携して取り組む。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館活動（社会教育）等と連携し、住民主体の話し合いを喚起し、地域課題や将来像を考える機会を設け、「小さな拠点づくり」に向けた芽生えを創出する。 県の交付金等を活用し、市町村の支援体制（市町村の担当職員の増員、地域の「要」となる人材の配置）の充実を図るよう促す。 県の組織（PT）をフル活用し、また、必要に応じて研修会等を開催するなど、地域の取組みに対して直接支援する。 	「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数（累計）	エリア	59	77	150	地域振興部
					機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数（累計）	エリア	0	13	50	
					地域資源を活かした特産品開発に積極的に取り組む事業者数（累計）	事業者	9	6	15	
Ⅱ-5-3 地域生活交通の確保	通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数については、「小さな拠点づくり」の機能・サービスの集約化に向けた実践活動と連動して取り組むなど、広がりがつつある。 一畑電車については、沿線の人口減少、自動車利用の増加などにより、中長期的に利用者数は減少傾向にあるものの、利用者数はほぼ前年並みで、通勤通学定期利用は前年に比し伸びている状況にある。また、車両の更新など老朽化していた施設の整備により安全性の向上が図られ、安定した運行につながっている。 隠岐航路については、5月連休期間中の欠航による利用者数減はあるものの、概ね前年並みの利用者数となっている。 隠岐航路の岸壁については、平成26年度末に来居港の岸壁改良工事に着手するなど、順調に整備を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根県生活交通確保対策協議会や市町村が設置する地域公共交通会議の場において、地域住民のニーズを踏まえた利用促進策等の検討を行い、「生活交通ネットワーク総合支援事業」の中に、2年間の実証事業として創設した「地域生活交通再構築実証事業補助金」の成果を踏まえ、平成30年度以降の新たな支援制度の在り方について、市町村等と検討を進めていく。 県、出雲市、松江市、一畑電車が連携して、一畑電車沿線地域公共交通網形成計画の各事業を積極的に進めるとともに、平成32年度までの一畑電車支援計画が着実に実施されるよう、国への予算要望を実施していく。 平成28年4月20日に成立し、平成29年4月1日から施行される「有人国境離島に関する特別措置法」において、国及び地方公共団体は、離島航路運賃の低廉化に「特別の配慮」をするものと定められており、交流人口の拡大につながるよう島外からの利用者も含め、本土と比べて割高な水準にある旅客運賃の低廉化に向け適切な財政支援措置が講じられるよう、国に対して強く働きかけていく。 来居港は調査設計を終えた岸壁改良やバリアフリー対応のフェリーターミナル、乗降用施設の整備を急ぐよう、重点的に整備を進める。 	交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数（累計）	エリア	0	18	70	地域振興部
					一畑電車の年間利用者数	万人以上	139.7	140	140	
					隠岐航路の年間利用者数	万人	44.1	44.3	45	
					離島航路の岸壁整備率	%	89.4	97.8	100	
Ⅱ-5-4 地域情報化の推進	県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることによって、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> 県内におけるインターネット利用率は、40歳代以下では高水準にあり、50歳代以上でも上昇傾向にある。 電子申請は、申請・届出等のオンライン利用率が低調であるものの、年々利用率は上昇している。 携帯電話不感地域の解消世帯数は、平成27年度89世帯が解消し、平成28年度は新たに133世帯が解消する予定である。 電子調達システムは、未達成の物品・役務につきシステムの利用率が低調であるものの、工事・業務は100%達成している。 高齢者層のインターネット利用率が若年層に比べて低く、情報リテラシー（情報を使いこなす能力）の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請サービスの利用促進を図るため、申請書の簡素化や添付書類の省略、本人確認方法の見直しによる手続きの簡素化等の改善を進める。また、イベント等の申込みについても電子申請サービスの利用を図る。 県民が、生活の利便性の向上や日常生活機能の維持・確保に、インターネットを十分に役立てていけるよう、利用率の低い高齢者層を中心とした初心者講習・体験会の開催や島根あいてい達者知事表彰により、ICT利活用の機運の醸成や情報リテラシーの向上を図る。 携帯電話不感地域の解消を図るため、県、市町村、携帯電話事業者とで不感地域のきめ細かい情報（人口、世帯数、携帯電話利用者数、光ファイバ網の状況、防災等）を把握・共有し、携帯電話事業者に対して事業参画を働きかけていくことで、鉄塔等の施設整備を促進する。 電子調達システムで実施する電子入札の実施率の向上のため、庁内における所属への個別指導を進めるとともに、入札参加資格者への登録の働きかけを行う。 	インターネット利用率（個人）	%	76.3	77.5	83.0	地域振興部

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅱ-5-5 農山漁村の多面的機能の維持・発揮	農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもある農山漁村において、農林水産業や地域活動等を推進することで、国土の保全、水源かん養、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的機能の維持・発揮を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払い事業は、高齢化等により協定数・面積が減少する傾向にあるが、市町村と連携して集落間の統合や連携調整を担う人材配置を支援するなどし、活動廃止となる協定数を抑えることができた。 ・集落営農組織は、平成27年度に18法人が設立し、今年度も同程度の法人化が見込まれる。また、営農活動以外の地域貢献活動に取り組んでいる組織が増加している。 ・鳥獣による農作物被害に対して地域ぐるみの防除意識の高まりなども見られる。 ・高齢化などにより営農や共同活動の継続が困難となっている集落営農組織があり、法人化や近隣の集落営農組織との連携を進め、農地の保全・有効利用を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農においては、単独組織では難しい取組みを進めるため、集落営農法人による広域連携組織の育成などを加速化する支援策を検討する。 また、中山間地域等直接支払い事業においても、集落間の統合や連携調整を行う人材の配置などにより、協定の広域化を推進する。 多面的機能支払事業においては、共同活動を継続していけるよう活動組織への相談や指導を行うなど県・市町村等が連携して支援していく。 ・鳥獣被害対策については、国の交付金を活用して市町村が推進する捕獲や広域防護柵設置などの対策を進める一方、農業関係団体と連携し、農家や営農組織等が被害防除や捕獲に取り組む動きを支援していく。 ・水産多面的機能発揮対策事業については、計画的な事業実施ができるよう、関係住民への周知などの体制の強化を図っていく。 	多面的機能支払取組面積	ha	22,504	22,900	23,800	農林水産部
					中山間地域等直接支払い制度協定面積	ha以上	12,597	13,300	13,300	
					集落営農法人数	法人	209	229	286	
					地域ぐるみの鳥獣対策取組み数（累計）	箇所	29	31	41	
Ⅱ-5-6 居住環境づくり	適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、下水道等の汚水処理施設や良質な住宅、農山村の生活環境など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道等の汚水処理施設整備については、限られた予算の中で、マンホールの小型化等、コスト縮減効果のある新技術の導入を図っており、県全体の施設整備は進んでいるが、整備率が低い地区もある。 ・都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の改訂については、現在松江圏他7地域で改訂案の作成を進めているが、住民の合意形成に時間を要する可能性がある。 ・県営住宅の建て替えについては、「地盤対策」が必要な団地もあり、工事進捗が遅れる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うにあたっては、人口減少、少子高齢化時代を踏まえ、長期的な視点に立って、商工業、農業、地域振興等についても広く情報収集したうえで、県民との密接な対話を基に合意形成を図り、基礎自治体である市町や関係機関と連携して取り組んでいく。 ・汚水処理施設整備の促進に不可欠な国予算の確保については、様々な機会を通じて、国に対し要望していく。 ・汚水処理施設の整備手法の見直しやコスト縮減効果のある新技術の導入及び各省庁における支援制度の積極的活用を働き掛けていく。 ・県営住宅の建て替えについては、庁内各部局や市町村と連携し、用地情報の把握に努める。 	都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直し	区域	3	11	19	土木部
					汚水処理人口普及率（全県）	%	77.8	78.6	81	
					東部地区	%	91.2	91.9	94	
					西部地区	%	46.5	47.4	50	
					隠岐地区	%	69.6	71.7	78	
					老朽化した県営住宅の建て替え戸数（4年間の累計）	戸	—	40	160	
					Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校への県外入学者数は、平成23年度の82名から平成27年度は151名と着実に増加している。 ・離島・中山間地域の高校を中心に進めてきた高校魅力化・活性化事業を、地域と地元の小・中学校等と連携して展開していくことなどにより、市町村や地域の意識がより高まり、学校・家庭・地域が連携協力して子どもたちを育てようとする機運が醸成されつつある。 ・「ふるさと教育」は、県内全ての市町村立小中学校で実施されているが、公民館等が中心となって取り組むものについても広げていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに主体的に参加しようとする人づくりの推進や、地域課題の解決や地域に貢献しようとする、感性豊かでたくましい「地域を支える世代」の育成を図るため、地域の拠点である公民館等を中心に、就学前の子どもから高校生、大人までを対象として、県内全中学校区における公民館ふるさと教育を推進していく。 ・引き続き、「企業等と連携した『職場で親学』」を実施する企業を募り、学校などの教育現場だけでなく職場においても家庭教育を学ぶ機会を創出する。 ・学校だけでなく、家庭・地域を巻き込んだ食育が推進できるよう、保護者や地域の人を対象とした研修など、様々な研修の内容の充実や具体的方策を検討していく。 ・離島・中山間地域高校8校で進めてきた高校魅力化・活性化事業を、全県的な取組みへと展開するとともに、各市町村ごとに幼保小中高校・特別支援学校が連携して取り組むよう展開し、県全体で教育の魅力化に取り組んでいく。 	
朝食を毎日とる児童の割合（年間）	%	96	97	100						
県立高校への県外からの入学者数	人	151	162	200						

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興	幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に進めてきた少人数学級編制は、今年度から全学年での実施となった。 ・高校生のキャリア教育については、普通科高校においても就職希望者を対象とした企業見学などを実施する学校が増えてきた。地域を支える人材の育成を進めていくためには、高校での学びが社会へつながるという連続性の意識を、今後さらに高めていく必要がある。 ・地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す中学3年生の割合は、全国平均値よりも高く、小・中・高等学校と地域が一体となり、地域の課題解決に向けた学習を推進し、その割合を高めていく必要がある。 ・そのほか、不登校・問題行動に対応するための相談員、特別な支援を必要とする子どもたちを支援するコーディネーターなどの配置、家庭、読書ボランティアなどと連携・協力して行う子どもの読書活動への支援、楽しみながら運動に取り組むことのできる体育授業の改善など、きめ細かな取組みを継続していくことで、子どもたちの豊かな心が育ち、主体的な学習態度や思考力・判断力・表現力が身につくこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「しまねの学力育成推進プラン」に基づき、児童生徒が学習意欲を高めていけるように授業改善を図るとともに、児童生徒の豊かな心（感性・情緒）を育むため、読書習慣の定着が図られるよう、未就学児に向けた絵本の読み聞かせや親子読書についての保護者などへの広報活動を、広く継続的に進めていく。 ・高校生の学ぶことの意義理解を進めるために、学びを活かす場としての問題解決型学習を引き続き推進する。さらに、成果発表の場を校内から地域や地元の小・中学校に広げ、市町村立学校と県立学校の連携促進を図り、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を育むよう進めていく。 また、主に普通科高校の進学者の県内企業に対する理解が進む取組みとして、進学者対象の県内合同企業セミナーを開催する。 ・障がいの多様化に対応し専門性の向上を図るために、特別支援学校以外の学校などの教員に対する研修の実施や、特別支援学校のその地域でのセンター的機能をより充実させるとともに、市町村や学校、関係機関との連携を一層強めていく。 ・生活習慣の変化によって失われた動きや運動を補うための運動プログラムを学校等で実施することにより、柔軟性や筋力、筋持久力などの数値を高める取組みを進めていく。 ・不登校（傾向）の児童生徒の早期対応や未然防止のために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員などと情報共有を図り、学校全体で不登校の問題に取り組んでいく。 	小学校6年生で算数の勉強は好きだとする児童の割合	%	57.5	60.0	70.0	教育庁
					平日に家や図書館で30分以上読書をする児童の割合（小学校6年生）	%	34.1	36.0	45.0	
					平日に家や図書館で30分以上読書をする生徒の割合（中学校3年生）	%	31.2	32.0	35.0	
					地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す生徒の割合（中学校3年生）	%	58.7	59.0	65.0	
					子どもの体力値（S61年を100とした場合）	ポイント	94.9	96.0	97.5	
					不登校児童生徒の割合（年間）	%以下	H28.10頃公表	1.30	1.21	
Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進	学校・家庭・地域・関係団体と連携し、青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身につけ、心身ともに健やかに成長するような環境整備を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」は、平成27年度後半から推進者の登録を始め100名以上が登録された。今後は、市町村民会議や青少年育成関係機関・団体へ重点的に広報周知することで、さらなる広がりが見込まれる。 ・刑法犯少年は平成27年度は前年度比で3割程度減少した。問題を抱える少年の社会参加活動、子ども支援センターによる立ち直り支援、非行防止教室の開催、関係機関・団体との協働活動を更に強化していくことで改善が見込まれる。 ・刑法犯少年の再非行率の改善が課題であり、再非行に繋がらないためのより質の高い支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民総ぐるみで青少年育成に取り組んでいく気運を醸成するため、広報啓発を進めるとともに、青少年育成島根県民会議の運営強化（県民運動の推進、市町村民会議との連携強化、会員の拡充等）に努める。 ・困難を抱える子ども・若者に対する総合相談窓口が設置されていない市町村においても相談支援や自立支援を受けることができるよう、既存の子ども・若者支援センターを中核とした圏域ネットワークを整備するとともに、就労体験の受入先の開拓や若者とのマッチングを行うモデルの構築、市町村が行う居場所事業や就労体験事業への支援を行う。 ・青少年の規範意識や社会性を育成するため、学校での非行防止教室を開催するとともに、社会参画活動への参加を促したり、就学・就労等の立ち直り支援や子ども支援センター等の関係機関・団体と連携した自立支援を更に推進する。 ・非行を繰り返す少年に対しては、心理の専門家からのアドバイスを受けるなど、個別の心理状態や環境に一層配慮した補導を行うよう質の高い対応を図る。 	「しまニッコ！（スマイル声かけ）運動」推進者登録数（累計）	人	104	400	1,000	健康福祉部
					刑法犯少年の再非行率（暦年）	%以下	32.9	31.5	26.5	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅲ-1-4 高等教育の充実	自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するとともに、県内大学や高等専門学校と連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者確保では、高校訪問、オープンキャンパス等の実施により大学の魅力・特徴の周知に努めた。一般入試の志願倍率は、浜田・松江キャンパスは前年度を上回ったが、出雲キャンパスでは前年度比減となった。また、入学者に占める県内出身者割合は、3キャンパスとも前年度を上回った。しかし、志願倍率では3キャンパスとも、また県内出身者割合では浜田キャンパスにおいて、平成28年度目標値とは隔たりがある。 ・地域のニーズに対応し、県民に対する学習機会等を提供するため公開講座を継続して開催しているが、受講者数は減少している。 ・県内就職では、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」において、県内の高等教育機関で平成31年までに10%増の目標を掲げており、県内企業へのインターンシップの取組みを強化しており、参加者数は増加している。 ・今後は、県内就職率の向上に向け、インターンシップにおける学生と県内企業とのマッチングを強化していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内高校生や地域のニーズを把握し、引き続き進学先として魅力ある大学づくりに取り組むとともに、大学の取組みや特色の一層の周知に努めるため、高校訪問の強化を行うなど、大学の特徴や学生の受け入れ方針の周知に努めるとともに、県内高校生や地域のニーズをつかみ、進学先として魅力ある大学づくりの取組みが一層必要である。 ・より質の高い教育の提供を図るため、授業公開の実施や学生アンケートの活用等により、授業内容や授業方法の改善に取り組む。 ・一方、少子化の進行と高校生の志願動向の変化などに対応するため、県立大学では大学の魅力向上のための取組みや諸検討を進めている。特に、松江及び出雲キャンパスでは短大の四年制化を決定し準備を進めている。 ・また、浜田キャンパスにおいても魅力ある大学づくりに向けた将来構想の検討を行うなど、施策目的を達成するための体制整備を進めているところである。 ・キャリア支援の充実や県内企業の魅力を知る機会となるインターンシップの拡充が重要であり、県内高等教育機関（島大・高専）との共同による「しまね協働教育パートナーシップ（COC+）」において、インターンシップの拡充に向けた検討を、産学官が連携して進めるなどの取組みを開始しており、関係団体・企業との連携を図りながら一層強化していく。 ・県民のニーズに対応した体系的・継続的な学習機会を提供するため、公開講座の開催や履修証明プログラムの実施などの取組みを充実させる。 	一般入試の志願倍率の順位 県立大学 人文・社会系 (浜田、松江)	%以内	24.0	15.0	15.0	総務部
					一般入試の志願倍率の順位 県立大学 薬・看護系 (出雲)	%以内	7.0	10.0	10.0	
					一般入の志願倍率の順位 短期大学部（松江）	%以内	69.0	50.0	50.0	
					入学者に占める県内出身者 比率 県立大学 人文・社会系 (浜田)	%	23.7	32.5	40.0	
					入学者に占める県内出身者 比率 県立大学 人文・社会系 (松江)	%	-	-	55.0	
					入学者に占める県内出身者 比率 県立大学 薬・看護系 (出雲)	%	58.8	60.0	60.0	
					入学者に占める県内出身者 比率 短期大学部（松江）	%	66.4	70.0	70.0	
					県内高等教育機関卒業生の 県内就職率	%	35.0	38.2	45.1	
					県内高等教育機関から県内 企業へのインターンシップ 参加者数	人	407	383	473	
					県立大学・短期大学部の公 開講座年間受講者数	人	5,556	5,700	6,000	
Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	<p>県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。</p> <p>多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育研修センターが実施する研修については、平成27年度から、社会教育委員、公民館等職員、市町村教育担当者等の対象者別研修とし、研修参加者アンケートの満足度が向上しており、研修者の増加につながると見込める。 ・図書館では、情報システムを更新しレファレンス機能の強化を図ったことから、県民が生涯を通じた学習に取り組むやすくなりつつある。 ・県民のボランティア参加率の向上を目指し、今後「県民いきいき広場」での情報提供の充実や、街頭キャンペーンの実施を予定しており、多くの県民が社会貢献活動に参加しやすくなる。 ・公民館などにおいても地域住民のニーズに合った学習機会が提供され充実しているが、今後は社会教育の拠点である公民館等の職員に対する資質・能力がますます求められる。 ・県民向けのNPO入門講座の開催や、法人設立をめざす方への相談事業を継続することによりNPO法人数は着実に増えているが、解散するNPO法人が増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育研修センターにおいては、今後、社会教育の拠点としての重要性が増す公民館等の職員を対象とした研修について、職員に求められる資質・能力が十分に身につくように研修の充実を図るとともに、公民館においても、地域課題解決型の学習機会を提供することで、地域住民の当事者意識を高め、学習の成果を地域に還元するきっかけを作るような取組みを進める。 また、図書館では、公共図書館職員、学校図書館職員などを対象とした研修を更に充実するとともに、情報システムを有効活用し、レファレンス（図書・資料の検索・調査、提供）機能の一層の強化と周知を図っていく。 ・NPOが自主的、主体的な活動を実施できるよう、しまね県民活動支援センターの機能を活用して、法人に対する助成金などの情報提供や各研修の実施、各団体への働きかけなどを実施するとともに、法人運営上の課題に対応するため、専門相談員による相談事業を行うなど、解散法人数が減少するよう取り組んでいく。 また、県民のボランティア参加率が向上するよう、県内のNPO法人、しまね県民活動支援センター、島根県社会福祉協議会などと連携し、県民に対するボランティア情報の提供を充実させていく。 	社会教育関係者の年間養成・育成（延べ研修参加者）人数	人	1,978	2,000	2,300	教育庁
					県立図書館のレファレンス年間受付件数	件	10,859	11,000	11,500	
					NPO法人の認証数（累計）	法人	277	281	290	
					ボランティア活動に参加している人の割合	%	27.0	27.5	30	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅲ-2-2 スポーツの振興	県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などを行うことで、障がいのある方も含め、多くの県民がスポーツ活動を実践できる環境は整いつつあるが、総合型地域スポーツクラブについての住民の認知度はまだ低い。そのため、スポーツクラブの魅力を発信していく必要がある。 学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などの支援を行い、スポーツトレーナーやスポーツ栄養士等の専門家による競技者への身体面・栄養面などの多面的なサポートを進め、競技力の向上を図ることで、全国大会で優秀な成績を収められる選手の育成が図られているが、優秀な競技力のある成年選手が競技を続けられる環境整備を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動の環境づくりを進めるため、地域住民がスポーツ活動への参加意識を高められるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの支援・育成を図っていく。 優秀な競技力のある成年選手が競技を続けられるよう、受け皿となる県内企業などを確保するために、企業等にスポーツに対する理解や関心を高めてもらう取組みを進める。少年選手の育成については、県外遠征や県外強豪校を招いて行う合宿による選手強化、優秀な指導者の育成などを進めていく。また、中体連、高体連、競技団体、県体協などと連携を図りながら、小・中・高と一貫した指導体制が確立するよう進めていく。 	スポーツに取り組んでいる人の割合	%	36.4	37.0	40.0	教育庁
					国民体育大会年間入賞種目数	種目	26	26	28	
					全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数	種目	58	53	56	
Ⅲ-2-3 文化芸術の振興	広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 県民文化祭の実施主体である文化芸術団体や市町村文化協会の積極的な事業展開を促進するとともに、各事業の広報を事業実施主体と連携し、効果的、効率的に行い参加者数の増加につなげている。 県立文化施設についても、若者から高齢者まで幅広い層に訴求できる多彩な企画展の開催、魅力的なホール事業を実施し入館者数の増加につなげている。 今後、少子化による生徒数の減少が見込まれている中で、青少年の文化活動の維持・活性化、活動水準の向上を図るには、学校文化部活動への各種支援や児童生徒が文化芸術に親しむ機会の提供等が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民文化祭をさらに幅広い県民が参加できる開かれた文化祭にするとともに、中・高・大学生等、広く若者も取り込んだ文化祭とすることにより、担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図る。 県立美術館、石見美術館については、今まで美術館に足を運んだことのない方に来館いただけるよう親子向けの展覧会を実施するなど幅広い年代の方楽しんでいただける展覧会の開催を推進するとともに、関係機関、団体等と連携して県の内外に向け積極的な広報に努める。 県民会館、いわみ芸術劇場については、館内でのホールイベントやワークショップの充実を図るとともに、公立文化施設、教育施設を活用したアウトリーチ活動（市町村、教育委員会、文化芸術団体等と連携したイベント、ワークショップなど）を積極的に展開し、県民の文化活動への関心を高め参加を促進する。また、併せて、これらの活動を通じて文化芸術団体の育成にも努めていく。広報にも積極的に取り組む。 学校においては、社会人指導者の活用や地域との連携を一層深めることにより、文化部参加生徒を確保し、文化部活動の維持・活性化と技術力・表現力の向上を図る。 児童・生徒が多様な文化芸術に触れる機会や活動成果の発表の場を提供することにより、青少年の豊かな情操を培うとともに、次代の文化活動の担い手育成に向けて文化活動への意欲・関心を高める。 	県立文化施設の年間入館者数	千人	1,081	926	1,107	環境生活部
					県民文化祭の年間参加者数	人	45,231	50,000	50,000	
Ⅲ-3-1 人権施策の推進	県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 研修・啓発資料や研修室の利用について、PRチラシの配布等周知に努めたことにより、人権啓発推進センターの年間利用者数は、平成31年度の目標を達成した。 魅力ある啓発イベント等の開催や人権啓発推進センターによる研修内容の充実、啓発資料の貸出等による人権啓発により、県民の人権に関する関心を高め、気づきを促していく。 研修参加機会が増えるほど、人権意識の向上につながっているが、若年層、子育て世代の人権啓発イベントへの参加が少ないことから、人権課題に関する研修への参加が少ない県民層を中心に参加の機会を増やす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発・教育への参加者を増やすため、公民館など社会教育現場の協力を得ることや、人権啓発イベントにおいて、これまで参加しなかったことがない方、特に若年層や子育て世代が関心を持つ内容の取り入れを図る。 人権啓発・教育の方法についても、講義型研修に加え、引き続き参加・体験型プログラムの開発を図る。 ハンセン病療養所入所者の高齢化を踏まえ、ハンセン病問題の普及啓発を一層図るため、島根県藤楓協会と協働した入所者との交流の継続、研修・啓発資料の提供などによる啓発の促進とともに、県職員・教職員の意識を高める現地研修の内容を充実する。 	差別や人権侵害を受けたことのある人の割合	%以下	15.1	13.8	10	環境生活部
					人権啓発推進センターの年間利用者数	人	4,934	4,950 (4,550)	5,010 (4,700)	

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進	男女共同参画に関する正しい理解を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備することにより、県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での家事、育児、介護については、妻が担っているケースが多く、男女共同参画の意識が十分に浸透していない現状があるが、固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合は全体として増加傾向である。 ・女性ファンドについて、現時点までの順調な相談状況から、昨年度並みの利用が見込まれる。 ・県審議会等の中に女性委員が4割に満たないものもあるが、委員構成の見直しや女性人材情報の充実を図っている。 ・職場において管理的立場の女性が少なく、また、女性が働き続けていける職場環境が十分に整っていない現状がある。 ・女性相談ワンストップ体制が5市町で未整備であり、設置に向けた取組みの強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次島根県男女共同参画計画に基づく普及啓発事業を着実に実施することにより、あらゆる世代を対象に理解促進に取り組んでいくとともに、地域活動における女性の参画推進のため、今後も男女共同参画センターを推進のための拠点施設と位置づけ、市町村と男女共同参画サポーターとの連携強化や、しまね女性ファンドの活用などにより、自主的な地域活動を支援していく。 ・40%未達成審議会等の所管課に対し、女性の登用について関係団体等の理解を得たうえで、委員改選期などに併せて委員の見直しを行い、40%の達成に向け女性の委員の選任を進めるよう積極的に働きかけるとともに、各専門分野の人材情報の充実に努め、活用を呼びかけていく。あわせて、市町村についても、女性の参画が進むよう働きかけていく。 ・職場で女性が十分に能力を発揮できるよう、女性が働きやすい職場環境の整備に取り組む企業・団体への支援を行うとともに、職場における女性リーダーの育成に努めていく。また、経済団体をはじめ多様な主体と連携し、県全体で女性の活躍を推進するための体制整備に取り組む。 ・市町村におけるDV相談窓口・支援体制が充実していくよう、引き続き会議の様々な場面で働きかけるとともに、DV防止のため県民への理解促進に向けた啓発活動、県及び市町村の女性相談担当者に対し、専門研修を実施する。 	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	%	72	74	80	環境生活部
				しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数（4年間の累計）	件	27	28	112		
Ⅲ-3-3 国際化と多文化共生の推進	国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね国際センターによる日本語教室の運営支援や、ボランティア養成講座の実施などの積極的な取組みにより、ボランティアの登録者数は徐々に増加している。 ・交流の翼など次世代人材育成のための青年派遣事業への若者の参加が減少傾向にあり、一層の普及啓発等を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や外国人住民と市町村・関係機関との橋渡し役をする外国人地域サポーターとの連携を強化し複雑化する課題に対応するとともに、しまね国際センターに登録するボランティアの増加に向けた取組みを支援する。また、しまね国際センターのホームページやメールマガジン、フェイスブックなどを活用して在住外国人に対する生活支援情報等を多言語や、やさしい日本語で発信し、在住外国人が暮らしやすい地域づくりを進める。 ・多文化共生の観点からも若者に国際感覚を身につけてもらうことは必要であるため、青年派遣・交流事業のプログラムの魅力が伝わるよう動画やSNSを活用するなど、参加者の増加に努める。 	国際交流ボランティア登録者数	人	600	605	620	環境生活部
Ⅲ-4-1 多様な自然の保全	県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを享受できるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護ボランティア登録者数は、自然保護に対する県民の理解・関心も高まりつつあり、今後もボランティア活動への県民参加を呼び掛ける等、継続的に自然保護活動及び普及啓発を実施することで、着実に進展していくと考えられる。 ・企業等の関わりによる森林整備のCO2吸収量は、認証対象を広げるなど制度を拡充し、吸収量認証は順調に増加している。 ・県民協働の森づくり活動については、「みーもの森づくり事業」等の更なるPRにより、県民参加を促していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護ボランティア育成研修、自然保護活動への積極的な参加及び広報・PR等を実施し、ボランティアの担い手育成と人材の掘り起こし・確保を行い、自然保護活動への参加促進と活動の活発化を図る。 ・森づくり活動への県民の積極的な活動参加を勧めるため、しまね森林活動サポートセンターを活用し、企業や県民自らが行う森林保全活動を支援する取組みを推進する。 ・CO2吸収に関する森林整備に対する寄付金等支援を行う意向を持つ企業等を把握し、参画を促す。 ・宍道湖・中海については、その恵みや賢明利用に対する関心が深まるよう、関係機関と連携し県民向けに地域の活動等の情報を発信していく。 ・松くい虫被害については、重要な区域を絞り、継続的に防除対策を実施する。また、被害地において森林組合等が実施する植林（樹種転換）に対して支援・協力する。 ・鳥獣保護については、思想の普及啓発に努める一方、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、農林業被害の低減に取り組む。 ・希少野生動物については、教育・研究機関等と緊密な連携を図り調査・情報収集を継続的に行うとともに、保護管理計画に基づき適切な保護対策を実施する。 	自然保護ボランティア登録者数	人	322	331	360	環境生活部
				県民協働の森づくり活動年間参加者数	人	59,584	60,100	62,400		

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進	自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は、出雲大社の遷宮や松江城の国宝化など観光面の効果により、「大山隠岐国立公園」の利用者数が増加したことから、自然公園等の年間利用者数は、平成31年度の目標を達成した。 今後の利用動向は、地域と一緒に観光面を含めた利用促進を図ることで、前年度並みの利用実績が予想される。 サヒメル、ゴビウス、アクアスといった自然学習施設については、各種イベントの開催、積極的な情報発信、展示の魅力向上など、入場者数の向上に努めているが、各施設の経年劣化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園満喫プロジェクトに「大山隠岐国立公園」が選定されたことにより、鳥取県、岡山県と連携して、インバウンドをはじめとした公園利用者の増加を図る。 自然公園、自然歩道については、施設老朽度や利用状況などの現況を把握し、計画的な維持修繕を図る。あわせて、市町村の協力やボランティアによる整備等によりコストの削減を図る。また、標識整備等により利便性向上を図り、自然歩道のPRやマスコミ等の協力により広報を強化することや、インバウンド拡大に向けた利用環境の整備を進めることで、利用者の増加につなげていく。 隠岐ユネスコ世界ジオパークの活用推進においては、情報発信の強化・多言語対応の強化・来島者の満足度向上・地域の啓発向上などの分野を柱とする具体的な事業実施を行う。 サヒメルでは、企画展の充実や、学校、他の教育施設との連携を強化する。「三瓶青少年交流の家」利用者の研修利用も幅広く誘致する。また、インバウンド観光客の促進策も検討し、外国人対応等の施設修繕を図る。 ゴビウスでは、施設の長期的な維持保全を念頭に、保全・改修費を含めたコスト低減の見地に立って修繕を行っていく。また、安定した入館者数を確保するため、隣接の宍道湖グリーンパークと連携した企画・広報を行うとともに、引き続き来館者サービスの向上に取り組む。 アクアスでは、魅力ある展示の検討・実施、中国5県から瀬戸内海沿岸へのPR活動の展開や近畿エリアでの誘致活動の実施により集客力の向上を図るとともに、長寿命化計画に沿った計画的な施設の修繕・改修などについて引き続き取り組む。 	自然公園等の年間利用者数	万人以上	1292.2	1292.2 (978)	1292.2 (978)	環境生活部
					自然学習施設の年間入場者数	千人以上	629	621	621	
Ⅲ-4-3 景観の保全と創造	自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを推進し、もって県民に誇りと愛着をもてる県土の実現に資することを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画は、現在、浜田市及び海士町が計画策定に向け作業中であり、また、景観重点地区についても、市町村が設定に向けた検討を進めており、引き続き支援等を行う。 優れた景観を形成するためには、県民等の理解をより深めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及び住民も含め、景観計画未策定の市町村に対して、景観形成の意義や効用を理解してもらうための普及啓発や働きかけが必要であり、併せて十分な支援・指導ができるよう努める。 良好な景観形成は、事業者、県民及び自治体が一体となつてその役割分担に応じた保全・創造活動をするものであり、引き続き事業者及び県民等に対して景観づくりの目的と効果をわかりやすい方法（商業施設等でのPR、各種広報誌の活用、インターネット発信など）でPRしていく。 県内の景観づくりの取組みを県外にも発信するとともに、観光施策との連携も図っていく。 	景観計画策定市町村数（累計）	市町村	7	8	11	土木部
					景観重点地区数（累計）	地区	33	35	41	
Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用	県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> シンポジウムや連続講座、巡回講座、ワークショップ、セミナーなど様々な情報発信を行い、多くの参加者を集め、その反応も良好で、島根の歴史文化に対する興味関心が高まるなど、文化財や地域の歴史文化に対する県民の意識は向上しつつある。 松江城天守の国宝指定等の新たな文化財の指定・登録や、国・県指定文化財の修理・整備への助成により、文化財の保存・継承の取組みが着実に進んできており、魅力ある地域づくりのための文化財の活用も進みつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根の歴史・文化に関する調査・研究をさらに進めるとともに、その研究成果を基に、島根の歴史文化の魅力効果を効果的・継続的に情報発信し、県民の島根の歴史・文化への理解を深めていく。 特に、石見銀山遺跡については、世界遺産登録10周年に向けて調査研究をさらに進め、登録10周年記念展をはじめ、その成果をわかりやすく情報発信していく。 国、市町村と連携して文化財の修理・整備が計画的に実施されるよう努めるとともに、県内の優れた文化財のうち未指定のものについて、その価値を調査・研究し新たな指定を目指すことなどにより、島根の歴史・文化の次の世代への保存・継承を着実に進めていく。 市町村や、NPO、公民館等の関係機関などと今後も連携を図りながら、島根の歴史・文化、認定された県内の日本遺産等の効果的な活用につながるような取組みを進める。 	島根の歴史・文化が豊かで、文化財の保存・継承と活用がされていると思う人の割合	%	68.5	68.8	70.0	教育庁

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度	31年度	
							実績値 (参考)	目標値	目標値	
Ⅲ-4-5 環境保全の推進	県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率は、天候などの影響により値の変動があるが、概ね目標値（85%）付近で推移していく見込みである。 再生利用率は、土木工事や火力発電所からの産業廃棄物排出量に影響されるが、概ね50%～60%の間を変動しながら推移していく見込みである。 エコファーマー認定を要件とする環境保全型農業直接支払交付金の制度拡充等により交付金申請者が増加し、エコファーマー認定数も増えていく見込みである。 学校における3R・適正処理学習支援事業は、事業を実施した学校の様子を各学校に伝える等の情報発信の強化や、学校の授業のねらいと一致するような提案が必要である。 平成28年度から事業の対象を小学校にも拡充したことから、学校における3R・適正処理学習支援事業実施校数は着実に増加し、環境教育・環境学習の取組みは推進されると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会及び循環型社会の実現を目指し、環境への意識をさらに醸成するため普及啓発に取り組み、県民、事業者、行政の一体となった環境配慮行動を推進する。 地球温暖化対策の見える化や3Rの推進強化等、県民や事業者の具体的な行動を促すための取組みを、市町村や関係機関等との連携を図り強化する。 産業廃棄物減量税（平成27年度～平成31年度）を活用し、関係事業者等による産業廃棄物の発生抑制や再資源化と販路開拓への支援に引き続き取り組む。 湖沼の汚濁メカニズムの解明を進め、水質保全対策を引き続き検討していく。 安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制を確保するため、排出事業者、処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導に引き続き取り組む。 みんなでひろげる「しまね有機の郷」事業、環境保全型農業直接支援対策などとの連携により、エコファーマーの新規認定、組織化による面的拡大を積極的に呼びかけるとともに、県内消費者への効果的な情報発信や販売店での当該農産物のコーナー化をさらに進める。 	県内総生産（100万円）あたりの年間エネルギー使用量	GJ以下	H29公表	21.4	20.54	環境生活部
公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率	%	88.2	85	85						
産業廃棄物の再生利用率	%	H29公表	56.2	57						
学校における3R・適正処理学習支援事業実施校数	校	11	21	50						
エコファーマー認定数（累計）	人	2,211	2,306	2,563						
Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進	県民、事業者、NPO等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その導入促進と利活用に取り組まします。	A	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーに対する関心の高まり、固定価格買取制度など国の政策、県や市町村の地域の実態に応じた取組みなどによって、順調に導入が図られている。 平成28年6月には、民間事業者による県内で2番目の規模となる風力発電所が運転を開始した。 県企業局においては、水力発電はリニューアル工事が計画どおり進捗する見込みであり、太陽光発電も順調な運転が見込まれている。風力発電は、故障を防ぐ対策等により一層の発電量の増加を見込んでいる。 平成27年度に県内2箇所で開催された民間事業者により運転開始された木質バイオマス発電所は、主として県内で調達される燃料によって順調に稼働している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」に沿って、県内に豊富に存在する地域資源を有効に活用し、地域活性化の視点などから、市町村や県民と連携・協働して、再生可能エネルギーの導入を着実に推進する。 【施策】 市町村と連携した取組みを推進するため、県・市町村で構成する促進協議会等を通じて、国の政策の動向も踏まえながら、効果的な施策の検討を行う。 また、再生可能エネルギーの理解の促進を図るため、効果的な広報等を実施し施策の着実な推進を図る。 県企業局の水力発電については、リニューアル工事の計画的で円滑な実施を行う。風力発電については、故障を防ぐ機器の改良や故障を発生させないための運転方法やメンテナンス方法を検討する。 県内産燃料チップの安定供給が図られるよう、県内の納入事業者に対して高性能林業機械の導入、チップ加工施設の規模拡大を支援していく。 	県内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	%	25.5	27.0	30.4	地域振興部
施策1 県民の総力を結集できる行政の推進	対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 広報は圏域バランスや各年代層を意識した情報提供に努めており、広報活動に対する満足度やリメンバーしまねの団員数、県政世論調査の回答数増加など県政への関心の向上や県の認知度向上につながっている。 公文書公開、窓口やHPによる行政資料の提供、情報公開の仕組みを適切に運用している。 地域活性化を推進する優良モデル事業数は目標値を達成する見込みであり、市町村において優良モデル事業での試行を踏まえ、課題解決に向けた取組みが進んでいる。 県の各所属による協働事業も一定実施されているが、さらに研修等により県職員の協働の理解を高め協働事業を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報での県西部・隠岐のイベントなどのお知らせ情報を積極的に取り扱う。リメンバーしまねでは継続団員と新規団員それぞれに応じた企画・コンテンツを充実させる。Webモニターは大学やコンビニエンスストアへのチラシ配架、記念品の充実による若年層登録者を確保する。 より積極的な行政資料の提供が必要であり、ニーズの高い行政情報はホームページへ掲載するよう各機関へ働きかけていく。 地域課題解決に向けた施策立案のため、地域の実情をこれまで以上に把握し支援する。特に過疎地域市町村の取組みの財政的な支援のため、重点要望等の機会を通じ、過疎債（ソフト事業）枠の確保を要請していく。 県民協働による事業実施効果や必要性に対する理解をさらに促進するため、協働推進員の参加意欲を喚起する内容、時期、場所により研修を実施する。 	県の広報に対する満足度	%	52.8	60	60	政策企画局
協働経験のある県職員数	人	745	875	1,262						

施策名	目的	平成28年度の施策目的の達成度予測		今後の取組みの方向性	成果参考指標				幹事部局	
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	27年度	28年度		31年度
							実績値 (参考)	目標値		目標値
施策2 市町村との更なる連携による行政の推進	住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、少子高齢化による人口減少が進む中においても、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。	A	(市町村行財政) ・新たな行政課題に対しては、説明会や個別訪問等を通じて市町村への支援、助言を行う。 ・今後とも地方財政措置の充実につき国に要望するとともに、合併算定替関連の制度改正やトップランナー方式導入の影響についても、市町村と分析・意見交換を行った上で、実情を踏まえた措置が講じられるよう国に働きかける。 (特定地域振興法関連) ・特定地域振興法の制度の維持・拡充、財政措置の強化を国に働きかけ、市町村の充実した行政サービス提供を支援している。 (石見地域振興) ・定住促進や交流人口の拡大、特産品販売促進などに取り組む各市町の動きが定着しつつある。	(市町村行財政) ・各種行政課題に対し、市町村の自主性・主体性を尊重しつつ市長会や町村会などとも連携して、情報提供・相談・助言を行っていく。 ・地方交付税の総額確保と合併算定替期間(10年)終了後の実状を踏まえた需要額算定になるように、市町村と連携して国へ働きかけを行うとともに、市町村の財政健全化に向けた取組みを支援していく。 (特定地域振興法関連) ・特定地域振興法の制度の拡充、財政措置の強化について国に働きかけを行っていく。 特に、離島地域については、有人国境離島に関する特別措置法が平成29年4月1日に施行されることに伴い、必要な支援措置が講じられるよう国に強く働きかけていく。 ・特定地域の振興に向けた国の制度等の活用について情報収集を行うとともに、市町村への情報提供や相談対応により効果的な事業実施が出来るよう支援していく。 (石見地域振興) ・市町等が行う、広域的な取組みについて、関係先との必要な調整を行うとともに、石見地域施策推進費の交付などにより支援していく。	対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないよう国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。		-			地域振興部
施策3 財政健全化に向けた改革の推進	中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。 行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようになります。	B	・「財政健全化基本方針」に沿った取組みを今後も継続するとともに、経済情勢、国の予算、地方財政対策等の動向に留意しつつ、適宜柔軟な取組みを行えば達成は可能と見込む。	・国の動向を注視しつつ、地方交付税の総額確保など財源措置の充実を国に働きかけるとともに、財政健全化基本方針に沿って、引き続き、①行政の効率化・スリム化 ②事務事業の見直し ③財源の確保に取り組む。 ・課税自主権を活用して自主財源の拡充を図るとともに、①課税客体を確実に捕捉するなど適正な課税の実施 ②県と市町村の相互併任制度や厳正な滞納処分の実施 などにより、税収の確保を図る。	毎年度発生する収支不足額(収支改善後)	億円	15億円程度	5億円程度	収支均衡	総務部
施策4 迅速に活動できる組織の運営	時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。	A	・組織体制について、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう柔軟な見直しと、職員の一層の資質向上に向けた取組みを引き続き実施している。	・引き続き、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な組織体制の構築を図る。 ・自治研修所研修について、社会情勢の把握やアンケート調査などを通じ、更なる効率的・効果的な研修の企画・実施を図る。 ・求められる人材、職員像、育成方法等について、現状分析、議論を行い、効果的な取組みを着実かつ継続的に実施する。 ・女性活躍推進や障害者差別解消などの社会情勢への対応について、他自治体の動向も注視しながら、効果的な取組みを実施する。 ・人材育成の重要なツールである人事評価制度について、地方公務員法の改正の趣旨にそった見直しのほか、今後の人材育成に向けて人事評価制度をどう活用していくのか検討し、見直しに反映する。	組織体制については、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な体制となるよう、適宜、見直します。		-			総務部
施策5 政策推進システムの充実	島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、政策や施策の成果の検証・評価と、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。	B	・行政評価における成果志向を理解していない職員、理解しているが実践できていない職員が1~2割いるものの、枠外予算要求における課題整理等の資料として明確に位置付けるなど活用を進めている。 ・国への重点要望項目の全てが措置されているわけではないが、問題解決に大きく貢献している。(平成27年度措置率は78.3%) ・島根統計情報データベースや統計報告書などで幅広く各種統計情報を提供している。	・行政評価の手引きを工夫し、成果志向への理解を深めていく。また、行政評価で得られた評価結果を総合戦略の体系に組み替える方法等により、整合性のとれた進捗管理を行う。 ・国の動き等を踏まえ、当県が抱える課題の中から提案・要望すべき項目を的確に整理し、様々な機会を捉え、タイムリーな提案・要望活動を粘り強く行っていく。 ・「県民経済計算」などの分析にあたっては、より精度の高い推計方法等を検討していく。また、統計情報の提供にあたっては、より分かりやすく利用しやすい情報提供に努める。	島根総合発展計画、島根県総合戦略の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。		-			政策企画局